

厚岸町議会 第1回定例会

平成27年3月11日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成27年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、金橋議員、8番、竹田議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。
- 産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第22号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。
さきで開催されました厚岸町議会第1回臨時会におきまして、厚岸町太田活性化施設を指定管理者の管理とする条例を議決いただいているところでございます。
指定管理者候補の選定に当たりましては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例、以下手続き条例とさせていただきますが、手続き条例では、原則公募によることと規定されております。
しかしながら、当活性化施設におきましては、その建設に向け地元自治会が利用しやすい施設及び自治会においての利用しやすい体制づくりを進めてきており、また、管理運営費用の一部を地元自治会が利用料金等をもって負担し、運営を行っていく内容で、これまで協議を行ってきた経緯があり、これにより手続き条例第5条第1項第6号の規定により、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度、事業効果が期待できると考えられることから、公募によらず太田自治会を指定管理者候補者として選定することとし、手続き条例第5条第2項の規定により、指定申請書の提出をしていただきました。
また、提出されました申請書につきましては、手続き条例に基づく選定委員会での審査を経て、指定管理者候補者として選定することが適当との意見が提出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
議案書1ページをごらんください。
記以下について、読み上げて説明させていただきます。

- 1、公の施設の名称、厚岸町太田活性化施設。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町太田3の通り29番地3、太田自治会。
- 3、業務の範囲。

(1) 厚岸町太田活性化施設条例（以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 条例第7条の利用の許可に関すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他町長が定める業務。

4、指定の期間であります。平成27年4月1日から、平成32年3月31日までの5年間です。

なお、お手元に参考資料として、厚岸町太田活性化施設指定管理者基本協定書案を配付させていただきましたので、参考としていただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第3、議案第23号 町道路線の認定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） ただいま上程いただきました議案第23号 町道路線の認定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。
議案書の2ページをお開き願います。
議案第23号 町道路線の認定についてでございます。
なお、路線の認定に当たりましては、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるものでございます。
お手元に配付の議案第23号 説明資料に位置を示しておりますので、ごらん願います。

このたび、新たに町道認定しようとする上尾幌鉄北1号通りにつきましては、これまで厚岸町きこの菌床センターの敷地内管理道路として、また上尾幌鉄北2号通りにつきましては、厚岸町きこの菌床センター及び町有地内でのきのこ生産者の施設などに通じる道路として利用されておりました。

近年では、いずれも一般交通にも利用されている現状となってきたことから、今後は一般交通の利用に供するよう管理してまいりたいと思います。

次に、住の江13号線につきましては、一部従前から生活道路として利用されておりますが、地権者から敷地の寄附があったところであります。

それぞれ道路敷地として確定する測量及び杭入れ作業が完了しましたので、町道として整備、維持管理をさせていただくため認定をしようとするものであります。

議案にお戻り願います。

町道認定路線。

路線番号、314。路線名、上尾幌鉄北1号通り。区間は起点、厚岸町上尾幌282番地先、終点、厚岸町上尾幌3番地先。参考として、延長193.5メートル、敷地幅員9メートルから13メートルでございます。

次に、路線番号、315。路線名、上尾幌鉄北2号通り、区間は起点、厚岸町上尾幌257番地先、終点、厚岸町上尾幌280番地先。参考として、延長233.5メートル、敷地幅員6メートルから8メートルでございます。

次に、路線番号630、路線名、住の江13号線、区間は起点、厚岸町住の江1丁目53番地先、終点、厚岸町住の江1丁目50番地先、参考として、延長69.5メートル、敷地幅員4メートルから13メートルでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 確認だけさせていただきたいのですけれども、路線番号630番住の江13号線なのですけれども、こちらの路線、議案第7号の説明資料の住の江11号線外雨水管新設工事と重なっているのかなというふうに思うのですけれども認定がされなければ、この雨水管工事のほうはされないのかどうか、その点だけを確認したいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この認定しようとする道路の付近においての配水計画を考えましたときに、町有地内に布設するのが適切だと考えております。

それで、その雨水施設も道路上に計画するのが最適ではないのかと考えておまして、まずは町道認定を先にさせていただいた上で、道路敷地内を通じた配水整備というふうに計画しているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 すみません、確認と言いながら1回、申しわけありません。

ただ、そうすると町道認定しなくても町有地、既に寄附をいただいているという説明でしたので、であればそういった中で認定はしなくても雨水管工事というものは可能なのだという理解でいいのか、この住の江11号線雨水管新設工事でやる場合において、補助の要件とかで認定道路敷地におかなければ補助の対象にならないとか、そういうような条件があるとかというようなものではない。この点について確認したいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今回の雨水管工事との関係であります、必ずしも雨水管整備の条件として町有地でなければならない、道路用地でなければならないということではないのですが、民有地でも入れることは可能なのですが、ただ、その後の管理のことを考えますと当然、公有地であるほうが適正な維持管理ができますので、地権者についてもそういうことを前提に寄附をしていただいたということで、望ましい形で町道認定をしていただきたいという話をさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 もうやめますけれども、寄附のそれでは進め方というか、それが雨水管工事をやるために寄附なのか、町道認定のための寄附なのかという、その寄附者の意向というところがはっきり見えてこないのですけれども、今回この町道認定に当たっての寄附行為があったときの目的というのがどちらが優先されたものだったのかというのを確認したいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） ここは従来から一般の車両も早くから通行、行き来していた道路でありまして、町としても道路として使っている状況から、まずは町道認定した管理が必要だろうというふうを考えていたところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 上尾幌の道路なのですが、いずれもこれは行きどまりの道路になっています。それで、今後この団地内の道路というのはもうないのか、あるいは迂回できるような道路に今後、考える予定があるのかどうなのか、その点についてお伺いしたいなと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この315号につきましては、いずれも315号については行きどまりということでありますけれども、これは緊急車両等が迂回できる道路敷地確保できております。ですから、新たに迂回道路をつくる予定はございません。

また、314号でありますけれども、これも矢印ではとまっているのですが、その先、民地というふうになっているのですけれども、今回、そういったことで町道路線の対象外としておりますが、通常の中ではこの民地を通った利用がされているようでございますが、この迂回路がなくても、この道路幅の中で引き返り戻ってこれると、そういうような敷地が確保されているというふうにご理解いただきたいと思います。

したがって、314号についても新たな迂回路の計画は持っていないところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第24号 厚岸町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第24号 厚岸町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

初めに、このたび改正しようとする厚岸町行政手続条例について説明いたします。

厚岸町行政手続条例は、平成6年10月1日から施行された行政手続法の趣旨にのっとり、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利、利益の保護に資することを目的に行政手続法で適用除外としている町の機関が行う全ての行政指導と条例、または規則を根拠とする処分、届出等の手続きについて共通する事項を定めたもので、平成9年4月1日から施行しております。

次に、このたびの条例改正の理由と概要について説明いたします。

昨年6月に国民の救済手段の充実、拡大を図ることを目的として行政手続法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されます。

法律の主な改正の要旨は行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、新たな制度として設ける法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続きと法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続きに関する規定の追加や常用漢字の改訂等による字句の改正などとなっております。

冒頭でも申し上げたとおり、行政手続法では第33項の規定により、地方公共団体の機関がする行政指導や処分の根拠となる規定が条例、または規則に置かれている処分については適用除外とされているため、町の機関が行う行政指導に対してはその根拠となる法令の区分にかかわらず行政手続法条例の規定が適用されることとなります。

このことから、本町においても町民の救済手段の充実、拡大を図る必要があるため行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、先ほど申し上げた行政手続法の改正内容に即して、厚岸町行政手続条例を改正しようとするものであります。

次に、条例の改正内容について申し上げます。なお、説明は別に配付しております議案第24号 説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。恐れ入りますが、説明資料の1ページをごらん願います。

目次の改正は、このたびの条例改正で追加する第34条の2を第4章に属する条文の範囲に加えるとともに、同じく追加する第34条の3を第4章の2 処分等の求めとして新たに加えることによる改正であります。

条例の目的を規定している第1条第1項中の改正は、項中に規定する行政手続法の引用条番号が同法の改正により繰り下げとなったことによる当該条番号の改正であります。

定義を規定している第2条第4号及び第5号中の改正は、号ずれを修正するための号番号の改正で、次ページの第7号中の改正は名宛人の宛の字が平成22年の常用漢字表の改訂により漢字で表記することとなったため、このたびの行政手続法の改正に準じて当該字句を改めるものであります。

なお、この名宛人の表記については、以下、第3条第7号、第4条第1項、第13条第1項第1号、同条第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項、第28条でも同様の改正を行っておりますので、個々の改正理由の説明は省略とさせていただきます。

適用除外となる処分と行政指導について規定している第3条各号列記以外の部分中の改正

は、当該、適用除外の範囲にこのたびの条例改正で新たに追加する第4章の2を加えることによる改正で、第7号及び第8号中の改正は、このたびの行政手続法の改正に準じた字句の改正であります。

なお、第8号中のかかわるを漢字表記に改めることにつきましては、前条第7号の名宛人と同様、常用漢字表の改訂によるものであります。

次ページ、適用除外となる国の機関等に対する処分等について規定している第4条の改正は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に対し厚岸町公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、当該、公の施設の管理について町が監督上行う同条例の規定による指定を取り消す処分を除く処分については、第2章の申請に対する処分と第3章の不利益処分に関する規定は、適用除外とする規定を第2項として追加するものであります。

不利益処分をしようとする場合の手續きについて規定している第13条中、次ページ、不利益処分の理由の提示について規定している第14条中、聴聞の通知の方式について規定している第15条中、聴聞の主催について規定している第19条第2項中、次ページ、聴聞の続行期日の指定について規定している第22条第3項中及び弁明の機会の付与の通知の方式について規定している第28条中の改正は、このたびの行政手続法の改正にあわせて字句を改めるほか、単に漢数字を算用数字に改めるものであります。

行政指導の方式について規定している第33条の改正は、第1項の次に新たな第2項として、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する町の機関が行政指導をする際に当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わるもの、つまり職員はその相手方に対して当該権限の根拠となる法令の条項やその条項に規定する要件、当該権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないこととする規定を追加するものであります。

この第2項は、行政手続法の改正内容と同様の条文を規定したのですが、これは冒頭でも説明したとおり、行政手続法第3条第3項の規定により、町の機関が行う行政指導に対してはその根拠となる法令の区分にかかわらず行政手続条例の規定が適用されることとなるため、町の機関が行う行政指導についても同法に新たに規定される行政指導の方式と同様の規定を設けることとしたものであります。

簡単に申し上げますと、現行制度では第1項と改正前の第2項の規定により、行政指導に携わる町の職員が行政指導をする際、相手方に対して行政指導の趣旨や内容、責任者を明確に示すことと、その行政指導が口頭による場合に相手方から書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない義務に加え、この改正により行政指導をする際に、その権限を行使できる法的根拠や要件、適合する理由を提示することを義務づけたものであります。

なお、この項の追加は行政指導の手續きの透明性を高め、条例第33条に規定する不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利、利益の保護を図ることを目的としたものであります。

また、このほか第33条では新たな第2項を追加したことによる改正前の第2項と第3項をそれぞれ第3項と第4項に繰り下げるほか、繰り下げ後の第3項中の字句を改正するとともに、第3項の規定を適用除外とする行政指導の方式を規定している繰り下げ後の第4項の第2号に相手方への通知方法として改正前の文書によるもののほか、CD-ROMやUSBメ

モリなどの電磁的記録によるものを加える改正をしております。

第34条の2は新たな制度として設ける行政指導の中止等の求めの手續きに関する規定を追加するもので第1項では法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該、行政指導が当該、法律または条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、当該、行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることができる旨を規定するとともに、ただし書きとして当該、行政指導がその相手方について弁明、その他意見陳述のための手續きを経てされたものであるときは、この限りでない旨を規定しております。

また、第2項では、第1項の申し出は第1号に規定する申し入れをする者の氏名、または名称及び住所または居所のほか、第2号から第6号までに規定する事項を記載した申出書を提出しなければならない旨を規定しております。

さらに、第3項では当該、町の機関は第1項の規定による申し入れがあったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該、行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならない旨を規定しております。

この第34条の2は、行政手続法の改正内容と同様の条文を規定したのですが、これは第33条第2項と同様、冒頭で説明した行政手続法第3条第3項の規定により、町の機関が行う行政指導に対しては、その根拠となる法令の区分にかかわらず、行政手続条例の規定が適用されることとなるため、町の機関が行う行政指導についても、同法に新たに規定される行政指導の中止等の求めをすることができるよう、同様の規定を条例に設けることとしたものであります。

簡単に申し上げますと、現行制度では法令違反の是正を求める行政指導が町の機関から相手方に対して一方的に行われていたものが、この改正により行政指導を受けた相手方がその行政指導が法令に規定する要件に適合しないと考えたときに、その行政指導を中止するよう求めることができる制度を新設したものであります。

また、この条の追加は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該、行政指導の相手方の権利、利益の保護を図ることを目的としたものであります。

第34条の3は、新たな制度として設ける処分等の求めの手續きに関する規定を章を付して追加するもので、第1項では何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分、または行政指導がされていないと思われるときは、当該処分をする権限を有する行政庁、または当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て当該処分、または行政指導をすることを求めることができる旨を規定しております。

また、第2項では、第1項の申し出は第1号に規定する申し出をする者の氏名、または名称及び住所、または居所のほか、第2号から第6号までに規定する事項を記載した申出書を提出しなければならない旨を規定しております。

さらに第3項では、当該行政庁または町の機関は、第1項の規定による申し出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは当該処分または行政移動をしなければならない旨を規定しております。

なお、この第34条の3も行政手続法の改正内容と同様の条文を規定したものであります。これは、行政手続法における同様の改正によって本町では法律に基づく処分については処分

をする権限を有する行政庁がこの求めを受けることとなりますが、行政手続法と行政手続条例の適用関係から、行政庁または町の機関が行う条例、規則に基づく処分や行政指導については、行政手続法に基づくこの制度が適用されないため、行政庁または町の機関が行う条例、規則に基づく処分や行政指導についても同法に新たに規定される処分等の求めをすることができるよう、同様の規定を条例に設けることとしたものであります。

簡単に申し上げますと、現行制度では行政庁または町の機関が相手方に対し処分、または行政指導をした際、その相手方には聴聞や弁明の機会が付与されていましたが、この改正によりこれとは全く別に法令に違反する事実を発見したときは誰もが申し入れ人となって行政庁、または行政指導を求めることができる制度を新設したものであります。

また、この条の追加は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護を図ることを目的としたものであります。

議案書の8ページをごらん願います。

次に、附則であります。

第1項は施行期日であります。行政手続法の一部を改正する法律の施行期日が平成27年4月1日からとしているため、本条例についても同日の平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は町税条例の一部改正であります。このたび改正しようとする町税条例の第14条では、町税条例において行政手続き条例の適用除外となる規定を当該条例の条項番号を引用して定めております。

第1項中の字句を加える改正は、地方税法において行政手続法の適用除外となる規定から、不利益処分等に係る理由の提示が除かれたため、町税条例においても地方税法と同様の改正を行うものであります。

また、第2項中の改正は、このたびの行政手続条例の改正において、当該条例の第33条第2項と第3項を1項ずつ繰り下げたことにより、町税条例第14条第2項中で引用している行政手続き条例の条項番号を改めるための改正であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 第2条号番号の訂正なのですけれども、非常にさりとした説明だったのですけれども、要するに除外規定だと思ふのですけれども、ただ8号から9号に変わったという、その8号、9号が載っていないのでちょっと私もそこまで調べてなかったのだけれども、これは間違っていたということなのではないでしょうか、それとも別な新たな、本来は号が加わったものがなかったからというような中での事故的な間違いだったのか、またそれによってこの号番号が違うことによる実際の不利益というものが平成8年の条例制定のときから、この該当号にかかる処分というものの差異というものが何件あったのか、それを教えていただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 正直に申し上げます、訂正でございます。

これによって号番号が違うことよっての特に町民への不利益はないものというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると間違いであったと、余りにもさらりとし過ぎではないのかなと、条例制定側、提案側としてやはり単に間違いであったものを10年以上を条例運用していたわけなので、やはりここはもっと真摯に受けとめた中で、今後の条例制定などについてやはり同じようなことがないように、やはりしっかりとさせていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 平成9年のこの条例の執行以来、この間違いに気づかず、これまで放置していたことにつきまして皆さんにおわびをさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

10番。

●谷口議員 附則の2項に町税条例の一部改正があるのですが、今回の条例制定は行政手続条例の一部改正ですよね。そうであれば、町税条例の改正はやはり別にきちんとすべきではないのかなというふうに思うのですが、こういうことができるのかどうか、そのあたりちょっとお願いします。どういうことでこれが認められているのか、教えてください。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 条例の制定、一部改正であっても新条例を制定する場合であっても、この行政手続条例のこのたびは一部改正に伴う改正、これに基づくものだという場合につきましては、条例の附則でその関係する条例の一部改正をすることができることとなっております。

町としては、そのことに準じてこの関係する条例の改正だという認識のもとに、この附則で町税条例の一部改正を行わせていただいたというものでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ただ、そうは言いながらもこの中に指定管理者の問題も出てきているわけでしょう。そういう中では、そうであればやはりきちんとそれらも含めて整理しておく必要があったのではないのかなというふうに思うのですが、それはないのですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今のご質問につきましては、第4条の第2項に新たに加える、その指定管理者の適用除外の部分のことであるというふうに思いますが、これにつきましては今回の行政手続き条例の改正にあわせまして、これも本来であれば厚岸町において指定管理者の条例が制定をした段階で本来はこの行政手続条例の改正もこの第2項として行わなければならないもの、これまで放置していたことにつきましておわびを申し上げますけれども、これとはまた附則で今回、一部改正を行う町税条例とは違うものというふうに考えております。

この新たに加えられた第4条の第2項につきましては、これ以外に影響の及ぶものではありませんので、あくまでもこの行政手続条例の一部改正で済ますことができるものというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第5、議案第25号 厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました、議案第25号 厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

厚岸町交通安全指導員設置条例は、昭和53年4月1日より施行されている条例で、厚

岸町における道路交通の安全を確保することを目的とし、交通安全指導員の職務、身分などについて規定をしているものでございます。

本条例中、第8条については、交通安全指導員の公務上の災害補償について規定をしており、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところにより、公務災害補償の事務処理を行うこととしております。

非常勤職員の公務災害補償の事務処理につきましては、本条例制定時にはそれぞれの市町村で行っており、厚岸町も非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、非常勤職員の公務災害補償の事務処理を行っていましたが、昭和54年7月に北海道町村非常勤職員公務災害補償組合が設立され、町村が行っていた事務処理は同組合が行うこととなりました。

こうしたことから、厚岸町は昭和54年9月に非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止しております。なお、平成7年4月には同組合と北海道市町村消防災害補償等組合とが合併し、北海道市町村総合事務組合として当該事務を継承し、今日に至っております。

しかしながら、厚岸町交通安全指導員設置条例第8条は、既に廃止となった条例を引用したままの条文であり、必要がないことから今回、当該条文を削る改正を行うものでございます。

また、この改正に伴い第9条から第11条までについて1条ずつ繰り上げる改正を行うものでございます。

議案書9ページでございます。

議案第25号 厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表をお配りしておりますので、参考としてください。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする改正であります。

附則ではありますが、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、本条例の提出時期につきまして、本来であれば引用している条例が廃止となった時点で速やかに改正を行わなければならなかったところでございますが、今日に至ってしまったことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 議長、議案第25号の説明資料をいただいたのですがけれども、この8条だけにかかわる部分なのですがけれども、本条例にかかわることなので7条から9条までについて広がりますけれども、お許しを賜りたいと存じます。

今、課長のほうから説明をいただきました。私なりに調べさせていただきました。昭和53年に本条例が4月1日から施行されたわけでございます。厚岸町の交通安全指導員、町長が任命をして厚岸町の道路交通の安全を確保するためということで、本条例が制

定されました。

この条文、できれば全文出していただければなと思いました。朝、お宅のほうに行ってもらってきたのですけれども、これを読ませていただきましたが、町長が職務を任命して、その指導員、厚岸町の交通安全に皆さん頑張っておられる、その身分保証を条例で制定しているということは、8条では指導員の公務上の災害、この身分保証をしているわけでございますよね。

この年号を見たら、53年に制定して54年になっているのですよね。たった1年しかたっていないのです。翌年に制度が変わっているのに今日まで据え置かれたと、まことに遺憾だと、まず今回、なぜこれが発見されたのか、上程された内容について、まず1点目でございます。

それと、もう一つ疑問に思ったのは第8条なのですけれども、この第8条でここを当然、移行されたから、組合のほうで管理をするのでこれは必要なくなったと、それで繰り上げますよということなのですけれども、しからばこの本条例の大きな趣旨でもあります指導員の身分保証、そういう部分についてはこの8条を意とするところは、この第8条では明示しているのですよね。ここをなくしたらどうなるのかなと、僕の頭ではちょっと理解できなかったのです。

ほかにもこういうような非常勤、特別職員というのですか、そういう方々の条例もあると思うのですよ。それらも恐らく載っていないのかなと、そういうことでここに計上されていないのかなと、でも私にすると第8条でここにきちんと明示しているものがなくすると、そうしたら交通安全指導員の皆さんの公務災害上の保障というのはどこでどう理解すればいいのかなと、これが二つ目でございます。

それから、3点目なのですけれども、第7条、指導員が退職しようとするときはあらかじめ文書をもって町長に願い出て許可を受けなければならないと、退職するといろいろな事情があると、交通指導員の皆さんの声を私、二、三伺ったのです。そうしましたら、一生懸命、何十年も頑張ってきているけれども感謝状か何かあってもいいのではないのかと、何がしかの謝礼というのですか、敬意というのですか、そういうものを形で町として、そういうものを含めて考えてはどうなのだろうと、長年交通指導に貢献をたとえ少ないながらも報酬もらっているかもしれないけれども、厚岸町の子供たちや町民の皆さんの交通安全を守っている皆さんが勇退されるときには、もう少し一考を要するのではないのかなと、この辺についてもこの条例の見直し、そういう検討もされなかったのかどうなのか、私はやはり何がしか例えば厚岸町には表彰規定があるわけですが、それらにいろいろ検討してみるのも一考だと思いますし、さらには第9条でございます。9条には報酬が載っています。年額3万3,000円、そのほかに1回出ると1日700円という数字が出ていまして、これらの報酬関係なのですけれども、これは途中で若干変わってきていますよね、その設立当時よりも。

でも、今日にしたら、この年間、年額で3万3,000円、伺ったら65日から70日近い出勤しているそうです。時間は特別に出るとき、花火のときは朝から晩までいると、そのときの出勤は1日1回出ると700円プラスアルファ、そうしますとこの辺についても本条例で明示しているのですけれども、私はこの何年間も据え置かれたこの辺についてもきちんと精査をしていないのではないかと、このように思うのですがいかがですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） お答えさせていただきます。

まず、なぜ見つかったのかということでございます。これまでも5回ほど改正をしてきておりまして、その都度、この部分見逃した形になって36年間放置したという、まことに謝らなければならない事態でございます。

このたびなのですけれども、担当者が精査をしていた際、見つけたということございまして、このたび改正の上程をさせていただいたところでございます。

次、二つ目のどこで分かるのかということでございますけれども、厚岸町の非常勤の特別職、一括で総務課のほうで年度当初に登録をして報告をさせていただいております。交通安全指導員につきましてもそれと同じ処理をさせていただいているところで、他の条例関係にもこの部分の条項は載せてございません。必要のないということで今回、削る改正で上程させていただいております。

それから、感謝状、報酬関係でございますけれども、確かに感謝状につきましては今まで行っておりません。感謝状の規定も含めまして、報酬のほうも平成11年以来変えていない、据え置いているということで、現在、年額ですけれども、この辺の支給方法等もあわせまして今後、検討して改正に向けて検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 私は今回上程されているわけでございますから、この改正については何も異存はないのです、原案に対しては。

ただ、担当者の方が見つけていただいたと、さすがだなと思います。ころころかわるわけでございます、担当者。その辺もやはりしっかり日々の仕事の中でこういうことは検証していただきたいなと思います。

今言われましたように、きょうはどうのこうのというわけにはいかないと思うのです、やはりきちんとせつかく条文出すのであれば、ほかの課は全部出ているのですよ全文が。これだけですよ、皆さんと話しをしても皆さんこの部分しか分からないから、ここだけというのだけれども、こんなにあるなら別だけれども、できれば資料提供していただきたい、関連条文ではないのですよ、本文ですよ、これ。

それから、どうも1点だけ確認させていただきたいのだけれども、そういう処置方法

で問題ないのかなと、少なくとも本条例にはここにきちんと私は伺ったのですよ。この条例を制定するときに少なくとも町長から任命されて、責任を持って交通安全指導員として職務を全うする、その身分保証、これらについてもきちんと確立していただきたい、そういう思いもあって、その要望に応じてこの条例が制定された経過があるそうでございます。

そうすると肝心な部分がおざりにされているのかなと、かように思います。この文書ですとここ省きますよ、ほかのと一緒ですよ、本来、何とのか僕すごく割り切れない部分があるのです、本来、この条例をうたっている条例の条文を見ると頭の部分はそうなのですけれども、その多くは指導員の活動や身分保証についての条例でございます。でも、肝心な事故遭ったとき、そのときの部分が全く明示されなくなる、これだけ載せるというのはいかがかなと思うのですけれども、その辺、何となく釈然としないので、もう少し分かるように、私が理解できるように説明してください。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 身分保証の関係なのですけれども、きょう出している資料には載っていないのですけれども、第5条で身分という規定がございまして、ここで指導員は地方公務員法第3条第3項3号に規定する非常勤の嘱託員とするということで、ここで町職員としての嘱託員とするという規定をしております。

これによりまして、公務災害が起きたときに適用するということになっておりますので、第8条が必要なくなるということで、このたびの改訂とさせていただきますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今回の条例は必要のない条文があったので削りますというだけの話なのでよね。それだけでいうと。

ただ、やはり今、9番議員もおっしゃったように全体像がやはり審議のときはある程度絡んでくると思うのです。

それから、今後のこともあるので一言申し上げますが、今回、必要のない条文ということになった理由は、何年たっているとかそういう話は今、別にして、何とか組合、先ほどおっしゃっていた、そちらのほうの規定で決まっているので、そこの部分を厚岸町が条例で載せておくものではないということだったのだと。これは前にも似たような話がありましたよね、備考資金か何かの。

それで、こういうときにはこの条文は別の規定で規定されているから要らないのだという話ならば、やはり参考資料としてはその程度のものは載せてほしいのです。それで、特にほかの議案では関連法条文を今、参考資料として載せていただいています。法令の場合には割と探しやすいのです、私たちも。

ですから、今回は非常に親切にしてくれているなど、資料を見ていましたが、その一部事務組合の規定のようなものになりますと、なかなかこれを見つけるのは大変です。そういうものが乗っかってないで、ただ一部事務組合のほうに規定がありますから、これは要らないのですと言われても、ではその先どうなっているのというのは分からないのです。

確かに、この議案第25号では必要のない条文だから削ります、ああそうですか、それでいいのですけれども、やはり参考としてはその程度のものはつけていただきたい、これは特に今後も出てくる可能性はありますから、それはお願いしたい。

それから、今回のこの25号に関して今、この参考条文がなければ審議できないものではないから、そこまでは申しませんが、できればこの会期中にそのような資料も出していただければありがたい、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変申しわけございません。少し配慮が足りなかったということでございますので、以後、可能な限り、できるだけほかの機関の例規、これも添付させていただくようにさせていただきたいと思っております。

それから、後段のほう、これも多分、抜粋になるかと思っておりますけれども猶予させていただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第26号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第26号 厚岸町立保育

所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例は、児童福祉法の規定に基づき、保育所の設置のほか、職員配置や保育所への入所の要件などを定めたものです。

平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正され、その施行期日は子ども・子育て支援法の施行の日からとされており、これが本年1月23日に公布されました制令により、本年4月1日から施行されることになりました。

これらの法律は、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用の拡充を進めていくための新たな支援制度でございます。

この制度のうち、保育所への入所にかかる保護者の就労、疾病など、保育を必要とする理由が緩和されることになりました。そのため、厚岸町立保育所についても、制度の改正にあわせて、その入所の要件を緩和するため本条例を改正しようとするものであります。

お手元に配付の議案第26号 説明資料、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

第1条は、設置目的を規定しておりますが保育所への入所にかかる保護者の事由について、保護者の委託を受けて保育にかける乳児、または幼児という文言を保育を必要とする乳児、幼児またはその他の児童を日々保護者のもとから通わせてに改正後の児童福祉法と同様の文言に改めるものであります。

第4条は、保育の実施基準を規定しております。

第1項、各号列記以外の部分では、これまで保育所の入所認定要件に児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができず、かつ同居の親族その他の者が保育することができない場合としていたものを、同居の親族、その他の者が当該児童を保育することができない場合という要件を削り、入所の基準を緩和するものです。

同項各号は児童を保育する保護者に関する要件を列記しているものですが、第1号の改正は居宅外で労働することを要件としてもものを単に一月において48時間以上労働することを状態としている場合を要件とし、就労の下限時間を規定するものであります。

第2号の改正は、第1号で改正しましたように居宅外の区分にかかわらず、かかわらない労働要件に規定したため、この号を削るものであります。

第3号及び第4号は、現行の第2号を削ることに伴う号の繰り上げであります。

第5号は同居の親族の常時看護のみを要件としていたものを、これに看護を加えるための改正と、この号を1号繰り上げるものであります。

第6号の改正は、この号を1号繰り上げるものであります。

第7号の改正は、この号を第10号に繰り下げるものであります。

新たに追加しようとする第4条第1項第6号については、求職活動を継続的に行っていることの追加であります。

7号アは学校などの教育施設に在学していること、同号イは職業訓練を受けているこ

との追加であります。

第8号アは、児童虐待を行っている、またはその恐れがあると認められる場合、同号イはアの場合を除く配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められることの追加であります。

第8号は育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続しての利用が必要なことを追加したものであります。

議案書の11ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 今回は入所に関する要件が款緩和されたということで、大変いいことだとは思いますが、ただ例えば今回、改正の中に同居親族要件とか就労要件の緩和といったところでは、これがあるがために逆に言って保育所に入らないで幼稚園のほうに入っていたという児童というの、幼児というの、たくさんいたと思うのです。

これが緩和されることによって、町内の幼稚園への確かに保育にかけるといった中でのものと学校教育という中での幼稚園というのは意味合いが違うものがあるのでしょうか、ただ実際にはそのようにこれらの要件があったがために保育所に入れなくて幼稚園に入れていたという方々もたくさんいたと思うのですけれども、この緩和によってどのぐらいの影響がなるものなのか、幼稚園側のほうに就園児童というものが減るのかどうなのか、この点について説明していただきたいと思っております。

また、当然、保育料の算定といった中では所得要件というのが、所得で保育料というのが決まってくると思うのですけれども、従来、この同居親族要件があったがために所得というのは当然、同居、仮に親の、おじいちゃん、おばあちゃんの所得といったものでも当然、入る段階では生計が別にしていてというような理由のもとで所得要件外れていたと思うのですけれども、逆にこの要件が外れることによって、所得要件というものの中で合算所得を計算した上で保育料金が上がることになるのではないのかなというふうに思うのですけれども、その点についてはどうなっているのか教えていただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

まず1点目の幼稚園に対する影響はどうかということですが、この緩和することによってどのぐらい保育所に多く入って、幼稚園のほうに少なくなるかという部分ですが、それにつきましては細かいちょっと数字はつかまえておりませんが、そう大きな数ではないかなというふうに考えております。

それと保育料の関係でございますけれども、保育料の関係につきましては今までと算定方法は変わるものではございません。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 幼稚園のほうは、そうは言っても実際にはあるはずなのです。実際に、例えば中には所得が多くて、保育所に入れるよりも幼稚園のほうに入れたほうが安く入れることができるというようなこともいることでもいるのでしようけれども、そこでやはりその中におじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいて生計が一つなものだから、おじいちゃん、おばあちゃんが見ることができないから保育にかけるといふような認定できないので保育所に入れませんかというのがたしかあったと思うのです。

今段階でこれからの影響というものは当然、読み取ることにはできないのかもしれませんが、ただ、やはり幼稚園側はそれではこの件について、これらの基準緩和といったものの中で何かしら今度、影響はないといっても私はあると思うのです、何かしらのそういう対策というものをとるようなことというのは考えているのかどうなのかを教えてくださいたいと思います。

そうすると算定方法は今までと変わらない、算定方法は世帯所得での算定ですから、だから今度はおじいちゃん、おばあちゃん方の所得もふえて保育料が上がるのかどうかという、あくまでもそうではなくて両親の所得だけでの保育料の算定なのだよと、そうではないのだと、世帯としてのおじいちゃん、おばあちゃんの所得も全部入っての算定になるのだという、算定方法は変わらないのはそうなのです。ただ、そのとり方はどうなるのかというのをもう少し説明していただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今回の改正につきましては、基準要件の緩和ということで、おっしゃったように算定要件は変わらないで、今までは例えば家でおじいちゃん、おばあちゃんが見れる状態にあった場合には保育所の要件に入らないということでございました、今回はその要件を省いたという形になります。

それで、そういう意味で、今までその入れなかった子が入れるようになるのではないかという部分のお話だと思いますけれども、今までも実際はある程度、弾力的に要件としてはやっておりました。この改正によりまして大きく今まで入れなかった子がたくさん入ってくるというような形ではないというふうに考えております。

答弁漏れがありました。今までもおじいちゃん、おばあちゃんの所得については入っておりまして、それも今回の部分には変更はないということでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

6番、堀議員。

●堀議員 3回目です。ただ、やはり今度は幼稚園側の問題といったところになるのかな

とは思いますが、確かに保育というものと幼稚園といった学校教育の一環としての中で、幼稚園側が教育としてのもう少し意味合いというものをきちんとして、保育所に入れなくて幼稚園のほうに入れるというような意味合いを高めていく中では、影響というものの緩和というのもやはりできるかなとは思いますが、ただやはり町民の意識の中では今までそういう方も確かにいるのですが、実際には保育所に入れようか、幼稚園に入れようかといったときに料金だとか、例えばお弁当のあるなしとか、そういうまたは見ていただける時間、そういったものがあつた中での選択というものが結構、町民としてはしていたと思うのです。

そこら辺が緩和することによっての影響というのはやはり出てくるとは思うので、やはりそこら辺の幼稚園側に対してのやはりケアというか、そういうものをやはり今後の製作の中では確かに就園児に対しての助成金や何かということでケアされているのですが、ただ、やはりこれをやることによって影響というものがやはり顕著になってきたときには、やはりまたちょっと違うような方策というものも検討していただかなければならないのかなというふうに思うので、やはりそこら辺はしっかりと目配せをしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか、

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

町内に私立幼稚園二つございます。幼稚園のほうともこれらにつきましては日々、時々お話をさせていただいて、制度が変わる部分ですとか、こういうふうに町の保育所になりますというようなお話をさせていただきます。

保育所自体も今、送迎をやったり、延長で幼稚園も送迎をやったり、あるいは時間を延長して幼稚園を利用されているというような実態もあって、幼稚園自体を程度よくされているということでございますので、町としてもそり辺を踏まえて幼稚園と協議をしてまいりたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） ほか。10番、谷口議員。

●谷口議員 要件が緩和されたということで、非常にある意味よかったなというふうには思うのですが、そこでお伺いしたいのですが、結果的に項目はたくさんあって、その中で仕事求職中、あるいは産前産後の育児の問題というものも緩和されたということと、あとのほうにDV、児童虐待の問題がありますけれども、非常に子供たちの問題で考えると虐待と可愛がりすぎと境目がない場合があるように伺っています。小さな子供を可愛がってしまって、手いっぱい揺らしてしまって脳に障害を与えるというような問題もあると伺っているのです。

そういうことで、暴力的な虐待、あるいは食事を与えないだとか、そういうのも虐待なのかもしれないけれども、本人はずごく親としては可愛がったつもりが逆に子供に障害を与えるというような問題もあるやに聞いているのですが、そうする人たちを今度は虐待があると認められるような家庭の子供も受け入れるというふうになってくる

と、それなりの手続きがきちんとしていかなければならないし、あるいは保育所にいるときと家庭に入ったときとどうなっていくのか、そのあたりも十分、きめ細かな対策をとって進めていかなければ一時的にはそれは保育所で守ることはできるかもしれないけれども、家庭に帰ったとききちんと守っていくことができるのかどうか、その辺も含めて対策をとっていただきたいということと、子供たちに異常があるとか、そういうことに対して判断をできる保育士がきちんと保育所に配置されているかどうかということも非常に大事になってくると思うのです。

そのあたりでは、最近、町内の保育所も臨時職員等が多くなってきているのですけれども、そういうものをきちんとカバーできるように、子供たちに異常、異変があったときにすぐ発見でききるような仕組みができていくのかどうか、そのあたりについてちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） まず1点目の児童の虐待の部分でございます。

保育所に入りまして常々保育士はその子の状態を、日常を見ております。場合によってはあざがあるとか、体調の不良だとか、顔色が悪いとかという部分についても確認をさせていただいています。

それで、確認をした中で、まず一時的には保護者のほうに確認をとって、保護者に確認できない場合、例えばあざがあって暴力行為が疑われるとか、そういう場合につきましては保健福祉課のほうでは対応いたします。児童相談所も入りまして虐待事例ということで話し合いをもって対応をしているところでございます。実際に年間に何件かはそういうケースがございまして、実際に保育所のほうから報告が上がって、それで児童相談所が動いて話し合いをするというケースもございます。

それと保育士の資質の関係でございます。現在、臨時が多くなってどうなのだと、資質についてどうなのだということですが、保育士のそういう今、この世の中でするので子供の状態、先ほども申しましたとおり臨時であっても当然、場合によっては担任を持ったりとかという部分もございます。担任を持つ場合、例えば年齢が2人いなければならない場合、主担任は職員で、副担任みたいな形で臨時がつきます。その場合でも、当然、臨時職員であっても協力してやりますし、日々保育所の中ではそういう話し合い、研修も行っております。

人力的な配置でございますけれども、職員が近年減ってきたということでありますので、その辺につきましても考えていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 子ども・子育てそういうところに今、非常に目を向ける、そういう時期になってきたということで、この子育ての問題が非常に重要なことだと。そして、やはり国の方針としても労働力不足だとか、そういうものを少しでも解消しようというのもあって、こういう方向に今、来ているのだと思うのです。

ですから、そこをきちんと捉えて進めていただきたいのですが、やはりこの虐待の問題だとか、そういうものには子供たちが日常的に安心して暮らせる仕組みをきちんとつくっていただきたいし、厚岸町においてもそういう事例が発生しているということを知ると、やはり家庭に対する指導だとかそういうものも、あるいは子供を生む、そういう段階から子供の育て方をきちんとしていかないと、へたすれば保育所に来る前に何か起きてしまうというようなことになってはまずいし、そういう事例をきちんと把握することが非常に大事になっていると思うのです。

ですから、私は経験豊富な、あるいはそういう判断力がきちんとできる人たちをふやしていくということだと、やはり私は研修を行っているといっても正職員と臨時ではやはり差があると思うのです。それだけの時間を臨時職員に割くことができるのかどうか、そういうことも含めてやはりやっていただかないと困ると思うのです。そのあたり、どういうふうに考えているかお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 先ほどもご説明いたしましたけれども、年齢別保育という部分で、その部分については職員で対応していきたいというふうに考えておりますし、おっしゃるように職員と臨時の比率が若干、ちょっと臨時率が上がっておりますので、その辺についても考えてまいりたいと思っております。

それと、先ほどの児童虐待の関係ですけれども、要保護児童対策協議会というものを各市町村に設置するというふうになっておりますので、当然、厚岸町にもこの部分もありまして、何かそういう事態があったときには情報収集、協議等を行っておりますことを申し添えたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第7、議案第27号 厚岸町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案の理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第27号 厚岸町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

児童館は児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成、助成に資するため、児童福祉法に定める児童更正施設で厚岸町では湖北地区に友遊児童館、湖南地区に子夢希児童館の2館を設置しております。

健全な遊びは子供の人格発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、遊びの持つ教育効果は非常に大きいものとも言われており、子供たちは遊びを通して考え、行動し、責任を持つという体験から自主性、社会性、創造性を育むことができます。

また、児童館に通うことで地域の子供同士のかかわりが強くなり、毎日の活動のほかに遠足、工作会、お祭りなど定期的に行事に参加し、児童厚生員の支援指導のもとで集団活動の中から自主性と協調性を体験的に学ぶことができます。

子育て過程の子供たちが安定した放課後を過ごせるように登録制で小学校から直接来館し活動を行う放課後児童クラブは、子育て支援に重要な役割を持っており、また一般利用は幼児から中学生まで幅広く利用され、異なる年齢間での交流が図られております。

今回の改正につきましては、平成24年8月に施行された子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの利用対象が小学1年生から小学3年生までとされていたものを小学6年生までに拡大されましたので、本町の児童館におきましてもこれと同様の扱いとするため、本条例において所用の改正を行うものであります。

本条例の一部改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりまして説明申し上げます。

第5条は、児童館を利用する対象児童について規定しており、全ての児童を利用対象とする規定に変更はありませんが、現行ではただし書きとして主に利用指導の対象となる児童はおおむね児童館の位置する小学校の通学区域で、3歳以上の幼児、小学校1年生から3年生の児童及び昼間保護者のいない家庭で児童健全育成上、指導が必要とする学童となっております。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の対象、放課後児童クラブの利用を小学生に拡大するとともに、通学区域制度の弾力的な運用の実態もあるため、ただし書きを削り利用対象の拡大と通学区域以外の児童についても利用ができるように改めるものであります。

議案書の12ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日か施行するものであります。異常。簡単な説明ではありますがご審議の上ご承認いただけ

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

12番、室崎議員。

- 室崎議員 こちらの調査の不足もあってまことに申しわけない質問になってしまうのですが、現行のただし書きを配付することによって、まず通学地域で制限されていたものを撤廃する、それからここで幼児、学童という人たちを対象とするといっていた、それを撤廃して児童とすると。

それで、この資料だけから見ますと児童というのは当然のごとく決まっているような書き方なのですが、児童というものの経緯、それはこれは児童福祉法なり、あるいは放課後指導健全育成事業なり、そういうようなところで児童というものについては定義をされているので条例には必要ないのか、それとも1条から4条まで、それから6条以下が省略されていますから、そちらの中に定義規定があるのか、そのあたり、児童の定義とその根拠、それを教えていただきたい。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） この第5条の児童という定義でございますけれども、児童福祉法による児童で、18歳までという形になっております。

- 保健福祉課長（高橋課長） 12番、室崎議員。

- 室崎議員 18歳まで。そうすると、今後、厚岸町児童館というのは、厚岸町に在住すると言っていいでしょうけれども、その利用対象というのは18歳までというのは未満という意味ですか、以下という意味ですか、ちょっと分からないけれども、までの全てを対象とするということになるのでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

今までも小学校に限らず18歳までの方、例えば高校生であっても一般利用という形では利用ができると、利用はほぼないという形なのですけれども、そういう形となっております。

中学生につきましては年間に何人か利用するという、一般利用をするという方もいらっしゃいます。規定上は18歳までという形でございますが、実際には18歳までの高校生の利用というのはほとんどないというふうに考えております。

- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

- 室崎議員 児童福祉法の中の放課後児童健全育成事業というものに基づいて児童館というのはできているのではないかと思うのです。

この放課後児童健全育成事業というのは、18歳未満の人全てを対象にする事業という

ことになるのでしょうか。それで、一般質問のときにもちょっとお聞きしたのですが、このねらいは18歳なるとかならないとかという人のためにつくっている施設ではないですよね、中心ねらいは。しかも、これから通学区域のような制限外していきますよね、それでなくても満杯状態だということになっていますよね。

そのときに、そういうような形でいいのでしょうか、やはりこの施設がきちんと使われるために必要やむを得ない制限というのも当然あってしかるべきではないのかということを見ると、今の児童の定義、町条例として何も考えていないというようなのはちょっと理解しがたいところがあるのですが。

それとも、いやいや最後まで門戸を開けておかないとだめなのだという積極的理由があるのでしょうか、そのあたりについて説明いただきたいのですが。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時43分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お時間とって申しわけございません。

先ほど答弁漏れがあったようですけれども、18歳ということですのでけれども、児童福祉法に基づく18歳は満18歳に満たない者となっております。それが1点目でございます。

それと、児童館の考え方でございますけれども、児童館の第1条に設置条例がございまして、その中での内容ですけれども、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助成に資するため、児童福祉法第40条に定める児童更正施設として厚岸町児童館を設置するとなっております。

この、児童福祉法の第40条でございますけれども、第40条は児童更正施設のことを規定してございます。これにつきましては児童更正施設は児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設とするとなっておりまして、ここでいう児童についても18歳に満たない者となっております。

今回のただし書きの部分でございますけれども、これにつきましては放課後児童健全育成事業の部分で、今までは小学校1年生から3年生までという規定がございまして、それを今度は6年生までに変わったことによりまして、厚岸町もこのように対応して、児童館、児童クラブにつきましては児童館でやる、厚岸町は児童館でやってございますけれども、必ずしも児童館でなくて、例えば学校の空き教室を使ったり、そういう部分で児童クラブをやっているところもありまして、その児童館と児童館の全体の利用と一般利用と児童クラブの利用と別なものというふうになっております。

●議長（音喜多議員） 12番。

●室崎議員 資料として児童福祉法の6条の3というのが配られているのです。そこでは、放課後児童健全育成事業の話が書いているのです。

児童福祉法全体としての児童は18歳未満だろうと思います。それは、児童福祉法というのは、何もこの放課後児童健全育成事業だけを書いているわけではなくて、いろいろな分野のことを書いていますよね、それで児童というものの定義を18歳未満にしているのだろうと思われます。

だけど今、ここで条例が出ているのは、厚岸町児童館条例なのです。その厚岸町児童館条例に今まで対象となる者については、ただし書きのところで幼児、学童と、区域の話は別にして、ということが書かれていたのです。今回、それが全部撤廃されるのですよ、児童だけ残るのです、でどうなのだというのを私は聞いたのです。

そうしたらあなたはぽんと、その児童福祉法全体の児童の話に入ってしまったのです。だけど、わざわざ配ってくださった資料は、その中の放課後児童健全育成事業、それを受けて行う厚岸町の児童館事業ということになるわけです。

そうすると、その児童福祉法全体にいう児童と、今回の条例の児童等が同じでなければならぬ必然性はないのですよ。それでしかも、この放課後児童健全育成事業の中には小学校に就学している児童であつてと明記しているのです。それを受けてこのところを考えなければならぬのではないのかと思って今、聞いていたのですが。

それが、いやいや児童福祉法に言うところの児童18歳未満ですから、高校3年生が遊びに来てもいいのです、来る人はいませんが、というようなお話になっているのですけれども、それでいいのですかということなのです。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、13時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 答弁に時間を費やしまして、まことに申しわけございませんでした。お答えしたいと思います。

この条例では、児童福祉法第40条に基づく児童更正施設である児童館施設の対象の規定でありますので、利用できる対象は児童、18歳に満たない者として条文を整理することとして不要となるただし書き以降を削る改正を行いたいものです。

児童館や学校で行う放課後健全育成事業、いわゆる児童クラブは児童更正施設や学校の空き教室などにおいて授業を行う形態で、児童福祉法の第6条の3の規定どおりの対象をこれまでは3年生までと定めておりましたが、これについては小学生とする予定となっております。

これまで定めていたただし書きでは、一般に利用指導とする児童に加え、主に利用指導の対象となる児童として児童クラブの対象者などを規定したのですが、現在、この部分につきましては厚生労働省が示しているガイドラインに基づき事業を行っておりますので、本条例ではあえて児童クラブの対象を定める必要はないと思われまして、児童館を利用する範囲のみ規定することとして、このただし書きを削ろうとするものでございましてご理解をお願いします。

- 議長（音喜多議員） ほかがございますか。

6番、堀議員。

- 堀議員 先ほど来の議論の中で放課後健全育成事業は1年生から3年生まででなくて6年生までと、私もであればこれはただし書きの1年生から3年生というところを学童というようにした中で、やはりある程度のをうたっておいたほうがよろしいのではないのかなというふうには思ったのですけれども、今の答弁の中ではいいのだということなので納得はせざるを得ないのかなと思うのですけれども、要するに6年生以下というふうには逆に主に使う児童がふえるわけでありまして。

きのうの一般質問などでも湖北の児童館が常時35人、湖南側の児童館が25人の大体、平均しての利用があるといった中で、湖北側の児童館については手狭だというようなことを一般質問の中で言われていました。

そうなったときに、今回この対象が6年生までもふえるとなったときには、もっともっと手狭になるということが考えられると思うのです。まして6年生から1年生までが同じ場所にいるとなると、今度はやはりいろいろな危険性があると思うのです。児童館は例えば一輪車とか、遊具とか見た中で、今までは1年生から3年生というある程度、体力的な差異のない中での活動でしたけれども、この体力に差ができることによって、逆に言ってしまうと6年生が多く使うことによって1年生の利用が難しくなる危険性がふえるというものも想定できるのかなというふうに思うのです。

であれば、やはりどうしてもこの児童館、現行の施設規模では遊技場なりといったものの中では手狭だというふうには思うのです。対象を広げたときにはやはりそこら辺の手当を考えることをやはり一としていかなければ、やはりうまくないのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

おっしゃるように今、1年生から3年生まで児童クラブですけれども利用いただいているという部分では、学年齢差が少ないということでございます。それが6年生まで拡大するとなると、やはりおっしゃったようにいろいろ体の大きさも違いますし、動きも違います。

そういう部分でいきますと、今、やっているカリキュラムというか、指導方法を見直しをして、それに対応できるというふうなものを指導方法としてしていかないというふうには考えております。

また、今現在、友遊児童館、湖北の児童館ですけれども、利用人数がちょっと大目になっております。その中では、おっしゃるように今後、利用がこのまま推移で多くなるということになれば、先ほどちょっと申しましたとおり別な形のそういう児童クラブが必要になる可能性もあろうかなと思っておりますが、今現在、何人というふうに希望が今のところきっちりはありませんので、出た段階でどういう対応ができるか考えてまいりたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 何とか、利用する子供たちなのです。安心してこの放課後に寄って活動ができる、そのような運営というものを心がけていただきたいですし、またそういう必要性が施設の別に設けたりとかというような必要性になったときには、やはり遅滞なく段階的な整備というものをやはりしっかりと考えていただきたいと、このように思いますのでよろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 特に放課後の児童クラブの利用対象を今回、児童福祉法の改正によって拡充されるということであります。

手狭になったりということが恐らく私も心配をしております、そういうようなまぜ利用実態をきちんと把握をさせていただいて、先ほど来、担当課長から答弁をさせていただいておりますが、この施設でなければならないというものではないと。

したがって、空き教室等々があれば、そういう場所の利用も考えなければならないと。ただし、その場合はこれも厚生労働省が示しているガイドラインによって、きちっとした受け入れ体制、特に専門職員の配置、これらのことも十分、そのガイドラインに従った形で配置していかなければならないと、そのようなことも考えておまして、まず利用実態を見ると、それから利用のしてもらい方、これも一工夫必要だろうというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） ほかごさいませんか。

3番、石澤議員。

●石澤議員 この児童館の使用の中で、障害児もここに入って使用することは可能なのか、今でもありましたか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

今現在、障害を持たれている方の利用はございます。来年度からももう1名ふえると、複数になるという、申し込みがあって複数になる予定であります。そういう対応はしております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そういう意味で、職員のその専門性とか、それから今、副町長が配置考えると言いましたけれども、その障害児も含めた、それから年齢が広がる、あそこの友遊児童館でしたか、裏側が狭いというようないろいろな問題がありましたよね。ボール遊びすると外へ出ていく、そういうのも含めて施設自体を少し改良するというのも、この受け入れるという中で考えているのですか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） あの裏を利用する、しないということは今のところまだ検討の段階には入っておりません。

先ほども6番議員にお答えをさせていただきましたけれども、公共施設の空きぐあい等々を勘案して、そこでこの放課後児童クラブの運用というものができないかという視点で今は考えております。

それから、職員の体制でありますけれども、もう少し詳しく説明させていただきますと、この放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することというふうにガイドラインで示されておりまして、この放課後児童の指導員は児童福祉施設最低基準38号に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいというふうに示されておりまして、こういう専門的な資格を持った方の配置がもし施設を別のところでこの児童クラブの運営を行うと、行わなければならないというような状況になったときには、そういう人的な配置も必要になってくると、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかごさいませんか。

(な し)

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第28号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第28号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料について、第6期介護保険事業計画に基づくサービス料や介護給付費の見込みなどから、新たな保険料率を定めるほか、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法による介護保険法の改正により、同法で規定されていた指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準を定めるとともに、同じく同法の改正により介護予防日常生活支援総合事業等の実施時期を定めようとするものであります。

なお、保険料率という文言は、介護保険法施行令第39条第1項で、第1号被保険者の負担能力の区分に応じ、いわゆる段階を設けて定める割合を乗じて得た額と規定されていることから、この文言を用いておりますことをあらかじめご承知おきます。

また、このたびの保険料率の改定に当たっては、被保険者の負担能力に応じ現行の10段階を11段階にしようとするものであります。

本条例の一部改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表と議案第28号 説明資料所得段階別保険料比較表をごらん願います。

ここからは、この新旧対照表及び比較表によりましてご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表をごらん願います。

第2条の保険料率であります。第1項各号列記以外の部分において、保険料率の適用年度について平成24年度から平成26年度とあるのを平成27年度から平成29年度に改めるものであります。

次に、第1項各号の全部改正についてであります。介護保険法施行令第39条の規定では、第1段階から第5段階までは基準額に10分の5、10分の7.5、10分の9、10分の10

を標準として市町村が定める割合、10分の10を超える割合で市町村が定める割合、さらにこれを超える割合で市町村が定める割合と規定され、第6段階から第9段階においては合計所得金額が市町村が定める額、第10段階では合計所得金額が一定額以上の設定ができる規定がされており、これらの規定を適用するものであります。

ここで、比較表も一緒にごらん願います。

第2条第1項第1号は、第6期計画の第1段階に当たります。第1段階では、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税である人、生活保護の受給者及び本人及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人を対象となり、前期計画の第2段階の対象者である現行の第2号がこの号に包含されております。

保険料率は変わらず基準額に対する割合は10分の5で、改正前と同様であります。

次に、第2号は現行の附則第3条で規定していたものであり、第6期計画の第2段階に該当し、本人及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人を対象となり、保険料率3万600円を4万2,228円に基準額に対する割合を10分の6.9に改めるものです。

次に、第3号は第6期計画の第3段階に該当し、対象者、保険料率ともに変わらず基準額に対する割合は10分の7.5で、改正前と同様であります。

第4号は、現行の附則、第4条で規定していたものであり、第6期計画の第4段階に該当し、世帯内に住民税課税者がおり、本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人を対象なり、保険料率6万1,200円を5万5,080円に、基準額に対する割合は10分の9に改めるものです。

第5号は、第6期計画の第5段階に該当し、世帯内に住民税課税者がおり、本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人対象となり、保険料率が6万1,200円に、基準額に対する割合は10分の10に改めるものです。

今回の改正により、前期の基準額が第4段階だったものが、この第5段階を基準額としておりますので、改正案第5号として新たに号を加え、現行の第5号は第6号と第7号に、現行の第6号は第8号に、現行の第7号は第9号と第10号に、現行の8号は第11号にそれぞれ号を繰り下げました。

第6号は、第6期計画の第6段階に該当し、本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人を対象となり、対象保険料率は7万3,440円に、基準額に対する割合は10分の12に改めるものです。

第7号は、第6期計画の第7段階に該当し、本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、190万円未満の人を対象となり、対象保険率が7万9,560円に、基準額に対する割合は10分の13に改めるものです。

第8号は、第6期計画の第8段階に該当し、本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上、250万円未満の人を対象で、対象保険率は8万8,740円に、基準額に対する割合は10分の14.5に改めるものであります。

次に、第8号の次に、新たに第9号を加え、これを第6期計画の第9段階とし、本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上、290万円未満の人を対象で、保険料率は9万1,800円に、基準額に対する割合は10分の15とするものです。

さらに、第9号の次に第10号を加え、第6期計画の第10段階とし、本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上、500万円未満の人が対象で、保険料率は10万980円に、基準額に対する割合は10分の10.65とするものです。

次に、この段階の細分化により現行第8号を第11号とし、これを第6期計画の第11段階とし、本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の人が対象で、保険料率は10万7,100円に、基準額に対する割合は10分の10.75とするものです。

次に、第2項の改正は、この項を第3項とするため、前項という文言を前2項に改め、新たに追加する第2項は、前項第1号に規定するものに対する軽減措置を設けるもので、平成27年度から平成28年度の各年度における保険料率を前項第1号の規定にかかわらず、2万7,540円とするものであり、基準額に対する割合を0.45とするものです。

この軽減に要する費用は、国が2分の1も道が4分の1、町が4分の1を負担するものであります。

なお、現時点において政令が施行されていないため、施行期日については規則に委任したいと考えているところですが、この軽減措置は国が消費税率10%の財源により実施する予定であったもので、この実施が現在のところ平成29年度まで延びたことから、平成27年度及び平成28年度は第一段階のみ、一部実施するものです。

なお、消費税率の改定にあわせ、実施の際には改めて本条例の改正が必要となるものです。

第4条第3項の改正は、介護保険法第39条の改正により被保険者の保険料率の区分が細分化されたため、それに伴う引用号番号を改めるものです。

第17条の改正は、いわゆる第3次一括法による介護保険法の改正によるもので、新たに指定介護予防支援事業サービス事業者が加わったため、見出しを指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から、指定地域密着型サービス事業者等に改め、第2項では事業者の指定を行う場合の介護保険法のこれまで国が定めていた基準と同様の基準を規定するものであり、今回、新たに介護保険法第115条の22第2項第1号の引用を加え、指定介護予防支援の申請者に関する基準を追加するものです。

附則の改正であります。新たに第9条として改正法附則第14条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等の事業の実施時期に関する経過措置の規定を追加するものであります。

第1項では、介護予防日常生活支援総合事業、第2項では在宅医療、介護の連携体制整備、第3項では生活支援、サービス体制整備、第4項では認知症初期支援体制整備、地域支援員配備、それぞれ開始時期を猶予する規定となっております。

第1項の介護予防生活支援総合事業について、事業の実施に伴う予算の確保や実施要綱の策定のほか、利用者がサービスを円滑に利用できるような体制づくりに一定の時間を要することから、事業の実施時期を国で定められた期限である平成29年4月1日とし、第2項の在宅医療、介護の連携体制整備、第3項の生活支援サービス体制整備、第4項の認知症初期支援体制整備、地域支援員配備については平成30年4月1日から実施することとするものです。

議案書の15ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1条として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。ただし、先ほどご説明させていただきましたが、改正後の第2条第2項の規定の施行日は規則で定めるものとするものでございます。

議案書の16ページをごらんください。

第2条は、改正前の保険料率の適用の経過措置を規定しております。

申しわけございません、説明で間違えたところがありましたので、訂正したいと思います。

第9号の次の第10号を加えるという部分です。10号の部分ですけれども、先ほど保険料率は10万980円に基準額に対する割合は10分の10.65とご説明いたしましたけれども、10分の16.5の間違いでございます。

次に、11段階です。11段階の保険料率は10万7,100円に基準額に対する割合は、先ほど10分の10.75とご説明申し上げましたけれども、10分の17.5の誤りでございます。なお、お配りしております比較表を見ていただきたいのですが、比較表の中で申しますと第10段階が先ほど申しました基準額掛ける1.65となっておりますので、これが10分の16.5となります。

それと、11段階の10分の17.5と説明いたしましたけれども、基準額に対して1.75ですので、このような数字になります。申しわけございませんでした。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 資料をいただきました介護保険事業における介護給付費準備基金及び財政安定化基金の貸付金状況ということで資料を出していただきました。

介護保険料算定するに当たって、当然、時期の需要というものがどのくらいあるかというものを見越した中で、その事業費を算定し、そこからこの介護給付費の準備基金で積み上がった部分というものがあれば、それを充てて保険料の上昇抑制に充てることでの、この基金の準備基金なのですけれども、今回、平成26年度末、第5期末では資料にもありますとおり、一番右側なのですけれども9,414万1,262円という金額が3年間で積み上がっていると。

これは、第4期での積み上がった分、4,787万996円というものにプラスされての数字なので、第5期だけでこれだけのものが積み上がったというようにはならないのだとは思いますが、ただ本来であれば毎年度、枚年度ですね、この第4期の基金の下段のほうには4,400万円を取り崩すということにもなっていたわけですから、本来であれば初年度から取り崩した中で、取り崩しをして、なおかつ年度末に、その年度末にはそれ以上の金額が積み上がったというのが正確な数字だとは思いますが、それで、今回9,414万1,262円に対して、今回、基金の取り崩しというものが4,712万円を予定しているということでの資料をいただいたのです。

介護保険料、本来であれば每期毎期の積みあがった基金の残高というものは、次期の

介護保険料のときに使うのが状態ではないのかなというふうに私は考えております。

第4期のときにも4,787万996円で第3期末で……第4期末積み上がったものが、第5基で4,400万円を取り崩すという計画を立てて、前期は確かに老健施設が新たに介護としての施設認定の中で、それらの事業費の積み上がるという中で前は介護保険料、基準額が今回の5,100円に上昇したという者の中では、少しでも押さえるとめにとこのような意味合いもあっての4,400万円の取り崩しだったと思うのです。

今期、この4,700万円のうち基金のほうに1,700万円を残している、この根拠となる数字、者は一体何なのかというものを教えていただきたいと思うのです。前期のときには、3年前ですよ。3年前の第5期の介護保険の事業計画をつくる時には、もう少し詳細な資料というのがあったのです。事業の見込みや何かも全て出していた中で、その上で介護保険の検討というのも十分されていたと思うのですけれども、今回は、この5,100円という基準額が変わらないからなのか、また事業計画的にも新たにふえるものがないという見込みの中でさほどの資料が出されていないのかというふうにはなるのだと思うのですけれども、ただ、いずれにいたしましても第5期中では4,700万円ほどは積み残したままです。

本来、これらを全て使えば私が資産の中で約1,000万円で100くらいの減少効果があるのかなと、あれば残り4,700万円ほど使えば400円は基準5,100円から下げることではないのかなというふうに私だと考えるわけなのです。

そうでなくて、あくまでも4,700万円を今期、積み残さなければならない理由、そこがはっきりと見えてこないものですから、その説明をしていただきたい。この下のほうの財政安定化基金の貸付金というのは、私のほうで説明するとちょっとあれなのかもしれないですけれども、この3年間の介護保険事業の中で急激に保険給付がふえたりといった中で財政的に事業費が通常の収納に対しても異常に事業費が膨らんでしまったときに、それでは財政的に破綻をしてしまうために、これは都道府県が積んでいる基金ですよ。そこから貸し付けを受けることができるという中でのもので、厚岸町でも第1期や第2期においても貸し付けの実行を受けたという実績があるわけで、ただ、この貸付金については第3期以降は実行されていないというのが実態の中では、仮にこの9,400万円全てを取り崩していった中でも、万が一、今後の3年間で事業的に介護給付事業はふえていったときにしても、こちらの財政安定化基金の貸付金を受けることによって賄うことはできるでしょうし、その分というものはその次の第6期、第7期の計画のときに本来である計画として盛るべきではないのかなというふうに私だと思うのです。

そこら辺も含めて、この4,700万円を積み残さなければならない理由、明確な理由を示していただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 介護保険事業につきましては、3年を1期として財政運営をしております。単年度でおっしゃるように収支差額が3年間の中で均衡を図ることになっておりまして、サービス料と正確に見込むことがちょっと難しいという部分で今回、第4期についても4,200万円を取り崩す、今回5期ですね、第4期4,400万円取

り崩す予定が実際には9,400万円の基金の積み上げとなったということで、推測が難しいという部分もございます。

準備基金を残すという理由なのですけれども、一つは激変緩和と、今回、前期5,100円のを次期も5,100円という同じレベルにさせていただいたというのは、次期7期になりますと予測では6,000円を超えると、6,300円程度になるのではないかというような予想がされております。

今回、全額基金をつぎ込んで400万円を下げる、次に約1,000円近くの上昇になるということから激変緩和という考えもありまして、そのような措置をとらせていただいたと。

もう一つは計画期間内に不測の事態、先ほど申しましたように新たなサービスをやらなければならないとなったときに、その基金を充てるといような考えもございます。そういう考えで第5期については4,700万円ほど次に取り崩しをするといような形で考えた次第でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 明確な理由を示してくださいと言っているのです。ですから、第7期でその6,100円になる根拠を示してほしいのです。1,000円ほど上がるという根拠、第7期以降でそれだけなるのだというしっかりとした根拠を示さない上で、いやいや今の試算の中ではと言われても、私方や町民は保険料を払う段階でこれだけの金額を残しておいて積み残しておく理由というものが全然見えてこないのです。

ましてや第6期はさほど事業的には変わらないというふうに言っているのです。第7期では一体何がふえるのだと、そういうことにもなると思うのです。確かに国のほうでは2026年、団塊世代が75歳に到達する段階でのものを見越した中で介護保険事業のそういったものを推移を見きわめながら今期の介護保険料の見直しなる部分、反映させるような指導というものが出ているというふうに思うのですけれども、ただやはりそれはあくまでもそちら側での理由であって、町民に対して説明する段階で一体何がどれだけふえるのだと、どんなサービスがふえるのだと、それで6,100円ならそのために激変緩和として、今から4,700万円を残しておくのだと、そういう説明がなければいけないというふうに私は思うのです。

ましてや、事業期間中は3年間の中で不測の事態、不測の事態のときには下のほうの財政安定化基金というものがあるわけなのですから、北海道のほうから不測の事態、例えば急激に給付事業がふえたりとかいったときには、何もこの改正事業を貸付金をお借りして、そして乗り切れることは十分可能だと思うのです。そういうものも示さず、ただ単に前期と同じ5,100円だからといって、この準備基金の取り崩し額を抑制するのであれば、余りにも理由として心持たないというふうに思うのです。どうなのでしょう。

支払う町民側としましては、やはり月の支払い額が100円でも200円でも安いほうが、低いほうがいいわけなのですから、できるだけ納付額を少なくされるようにやはり考えるべきであって、きちんとしたそれができないという理由をしっかりと示してください。第7期以降の事業計画というものを、今、示せるのでしょうか、口頭でも構いませんけれども。

今回、本来であればこれが積み残しをするのであれば、やはり本来であれば最初にそれらのことをしっかりと明示しなければならなかったのではないのでしょうか。安易に5,100円で同じだからといった中で計算されてしまうのであれば、これはやはりちょっと違うのではないかというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時43分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（早川補佐） お答えいたします。

先ほど説明させていただきました保険料の時期、さらにその次期の原料上昇分に対する見積もりの部分ですが、今回、5,100円の保険料に算定する今回6期につきましては、単年度で9億3,000万円から9億7,000万程度、3年間合計で28億ほどの給付見込みとなっております。これは、通常使われていれている給付費、サービス料の見込みを3年間立てた中で、人口推計とそれから要介護者の増加分、そういったことの年次推計を見積もった事業料というような形になります。

これが今回の議員おっしゃいましたとおり、団塊の世代が75歳に移行する、介護給付費にとっても一番ピークになるであろうという、平成32年あたりをめどとして今回は通常、保険料を算定するためには、この給付費の見込みをワークシートというエクセルファイルなのですけれども、で見込みを立てております。

人口推計と機械的に数字を入れていく中で数量の見込みができるような形になっております。その中で、第6期についての見込みを行った上で国は今般、32年、それから37年の次期の保険料の推計もするようなワークシートのつくり込みになっております。

その中で、32年につきましては、現在、単年度でいきます9億3,000万円程度の、3年平均でいきますと9億5,000万円程度の年間の給付費に対しまして、平成32年では10億6,000万円ほど、それから37年度では11億3,000万円ほどの給付費の増加が見込まれるところとなっております。

これに対応しまして保険料、6期では今回、基金を充当した中で5,100円と見込んだもので、平成32年におきましては、これがほぼ6,000円弱、5,800円ほどに上昇予定となっております。

さらに、平成37年度におきましては7,600円ほどに随時給付費に対しまして保険料が上がるというような推計がされているという状況になっております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 それは分かるのです。ですから、2026年というふうに厚生省のほうでは言っているものですから、そこまでいく段階でどんどん、どんどん対象人口がふえていった中で保険給付がふえる、だからこそ今回、残すのだというその説明というものが余りにもなさ過ぎるのです。このままでやってしまうと4,700万円残しましたで、ただ、はいそうですねかなんていうふうには誰も町民なんて納得できないです。

少なくとも、そうやって第7期以降、第7期、8期、9期といった中でも、そういうものでもワークシート、算定したものがあるのであればそういう根拠を示した中で、それを私方にも示された中で今回からこうやって残していくのだと。

今回、仮に残しても、これがそれがそのまま積みどころかどうかなんていうのは約束できないのですよね。万が一には。今現在、これだけがあるのだから、財政調整の貸付金だって受けないで賄おうとしたらば、これが目減りしてしまう。万が一、これを全部使ってしまったら、やはり第7期、8期といった中では6,100円とか5,800円とかというものを町民としては受け入れなければならない事態というものが想定されるというふうに思うのです。

だからこそ、残すのであればしっかりとそのために残す根拠、それをやはり今でなくていいですから、やはり広報なり、今回も仮にこれで決まったにしても、やはりそういう中で基金がこうやって残す、残す理由というものが何なのだという、そういうものを広報の中でしっかりと町民に示す、将来的にはこれだけの金額になるかもしれない、そのために今から準備していく、そういうものですというものをしっかりと町民に理解してもらおうことをしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（早川補佐） もう一つですが今回、4,700万円ほど基金を取り崩しをして入れることで、お話のとおり四、五百円ほど保険料の抑制が図れるということで、5,400円に對しまして4,600円ほどが保険料として可能になるという状況にもなります。

5期について、5,100円、6期についても5,100円で、これが一端4,600円ほどに下がった上で、その次の保険料がさらに6,000円くらいの差額が生じてしまいます。急激な負担を強いてしまうということに対しては説明していたとおり、緩和できるような基金の運用ということの一つ考えているところであります。

もともとの基金の活用そのものにつきましては、3年間の計画期間中の不測の事態に備える、これは例えばですが市町村が指定する地域密着の事業ですとか、それから施設につきましては事前に協議をいただく、それから指定を行うのも市町村なものですから、事前に協議があつて、指定ができる状況で運営を給付費についても見込みができる状況になっております。

ただ、北海道が指定する事業につきましては、例えばデイサービスですとか、それからその他ホームヘルパー、ヘルプ事業などもそうなのですが、事業者が条件を整えば計画機関内においても指定されることがあります。

こういった部分で3年間の給付費の急激な増加に備えては一定の基金を活用するということも基金の目的にはなっております。

ただ、本来目的でいきますと、当然、その3年間の計画期間内にて生じた基金につきましては、早い段階でそれを充当して保険料の抑制に充てる、保険料上昇の抑制ということが一つの目的になっておりますので、基本的には事務方の理解でもありますが保険料が上昇するものに対して抑制ができるような活用をまのず行いたいと、それと一定の規模の基金が計画期間中に備えておく必要があるということも総括的に考えて行くと、考えて今回の取り崩し額を想定したところです。

お話のとおり、この辺の部分につきましては次はの保険料、さらに今後の保険料の推移もわかるように支流で示すような形で住民、それから中に理解できるような形で示すようなことを考えていきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） よって本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第9、議案第29号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定ついてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第29号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その内容についてご説明させていただきます。

この条例は、平成23年法律第37号地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の公布に伴い、これまで省令で定めていた基準が新たに条例委任事項となったことにより、条例において定める必要が生じたことから、市町村が指定する地域密着型サービスに係る基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、平成25年厚岸町条例第14号として定めた条例となっているもので、国が省令において定めた基準に対し、非常災害対策における自然災害対策を追加する独自基準を除き、国の基準どおりに定めたものであります。

このたび、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、本年4月1日から施行されることとなり、国の基準の一部が変わったことから、国の基準と本条例を一致させる必要があるため改正ものです。

なお、このたびの国の基準の改正は、主に複合型サービスの事業の名称を看護小規模多機能型居宅介護という名称に改める改正となっております。

複合型サービスの内容は、通い、泊り、訪問介護を行う小規模多機能型居宅介護に訪問看護を複合した事業であり、このたびの介護保険制度改正において看護小規模多機能型居宅介護に名称が改められたものです。

お手元に配付の厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨欄に条項ごとに従うべき基準、標準、または参酌すべき基準を記載しておりますが、これのうち、必ず適合しなければならない基準である従うべき基準及び通常よるべき基準である標準にかかる条項は異なる基準とすべき特段の事情が認められないことから、国の基準に従い、同様に改正し、十分参照しなければならない基準である参酌すべき基準におきましても、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに改正するものでございます。

次に、改正の内容について、新旧対照表によりましてご説明させていただきます。

目次の改正は、第9章の証明を複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。

第6条第2項ただし書きの改正は、定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業において、常時連絡体制をとるオペレーターは利用者の処遇に支障のない場合であって、看護師、または介護福祉士などと連携を確保している場合は指定居宅サービス、または指定介護予防サービスにおいて実務経験のあるサービス提供責任者とされておりますが、介護予防訪問介護事業の地域支援事業への移行に伴い、介護予防訪問介護事業と訪問介護一体的に行っていた事業者が介護予防訪問介護のみの実施となることが予想されることから、介護予防サービス部分を除くため、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に指定する介護予防訪問介護事業のサービス提供責任者を除く改正でございます。

同条第5項の改正は、オペレーターとして充てることのできる施設、事業所の範囲を併設施設、事業所に加え、同一敷地内にある施設、事業所を追加する改正で同項第5号から第7号の改正は、引用する第82条第6項において看護職員にかかる配置要件の効率化の観点から、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務できる事業所及び施設を拡大したことにより、第6項は号立てを表形式に改めたことによる改正でございます。

2ページをごらんください。

同条第8号の改正は、目次同様の改正理由により、事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

第23条第2項の改正は、第39条で規定している介護医療連携推進会議の評価と重複することとなり、国の基準から当該規定を削る改正がなされたことから、国と同様に削る改正を行うものであります。

第32条の改正は、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業において、他の訪問看護が選択できるよう、訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業を行わせることができるよう緻密な連携を図る事業所から訪問看護事業所するとき、定期巡回随時対応型訪問介護看護の業務の一部を行わせるための事業名称を改めるものでございます。

第60条の改正は、基本方針において認知症高齢者の自立支援を推進する観点から、生活機能の維持または向上を目指しという文言を追加する内容でございます。

4ページをお開きください。

第63条の改正は、同条に新たな1項を加えることにより、前3項という文言を第1項から第3項までに改め、同項を第5項とするもので、新たに4項として宿泊サービスなどの認知症対応型通所介護以外のサービスを行う場合に、利用者保護の観点から届け出制を義務とする項の追加をするものであります。

第65条第1項の改正は、認知症対応型通所事業の定員について、利用者へのサービスが共同生活住居、いわゆるユニットごとに提供されていることを踏まえ、一事業所3人以下の定義を1ユニット3人以下とする基準に緩和する改正と、施設においては施設ごととする字句の整理でございます。

同条第2項の改正は、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び介護保健施設のサービス名及び施設名がこの項以下の条文においても規定されていることから、括弧書きによる定義の文言を加える改正でございます。

第78条の2の条の追加は、認知症対応型通所事業の提供により、事故が発生した場合に利用者保護の観点から事故報告の仕組みを構築するため、第1項では事故発生の場合に町、利用者の家族及び指定居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な措置を講じること、第2項では、事故に際して撮った写真についての記録、第3項では速やかな損害賠償を規定し、第4項では宿泊サービスなど認知症対応型通所介護以外のサービスにおいても、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じることを規定するものでございます。

6ページをお開きください。

第79条の改正は、第40条第2項から準用する条項の引用について、新たに追加した第78条の2第2項を引用する改正でございます。

第80条の改正は、第78条の2において事故発生時の対応を新たに設けたことにより準用する条項から削るものでございます。

第82条第6項の改正は、看護職員にかかる配置要件の効率化の観点から、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務できる事業所及び施設を拡大したことによる字句の改正と項立てを表形式に改める内容でございます。

同条第7項及び第8項の改正は、目次の改正同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

同条第10項の改正は、引用する第82条第6項が項立てを表形式となったため引用項の改正を行うものでございます。

8ページをごらんください。

第83条の改正は、引用する第82条第6項が号立てを表形式となり、管理者の兼務可能な併設施設等を表中から引用するための字句の変更、文言の整理及び管理者の併設施設

での従事について、介護予防生活支援相互事業において、介護予防訪問介護相当の事業の設定がされるため、この事業を加える内容でございます。

同条第3項の改正は、管理者の従事経験において改正前の複合型サービス事業所を含めるため括弧書きによる定義を加えるものでございます。

第85条第1項の改正は、小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を地域密着型特定施設介護及び地域密着型介護老人福祉施設にあわせ26人から29人に改める内容でございます。

同条第2項の改正は、前項の規定において登録定員が29人となったことから、26人以上の登録定員に対する1日の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を規定するための字句の整理及び表を追加する改正でございます。

第91条第2項の改正は、第23条の改正と同様に第39条で規定している介護医療連携推進会議の評価と重複することとなり、国の基準から当該規定を削る改正がなされたことから、国と同様に削る改正を行うものであります。

106条の改正は、引用する82条第6項が項立てを表形式となったことによる引用条項の変更を行うものでございます。

10ページをお開きください。

第110条第4項第7項及び第111条の改正は、目次の改正同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

第113条の改正は、ただし書きの追加で認知症対応型共同生活介護において、新たな用地の確保が困難であるなど、事業者が効率的なサービスを提供できるよう弾力的な運用を行うため一事業所、二つまでのユニットを必要と認められる場合は3ユニットまでとするものでございます。

第121条第130条第9項、第10項及び第131条の改正は、目次の改正同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

12ページをごらんください。

第135条の改正は、優良老人ホームである特定入居者生活介護事業所は、介護サービス費用を前払いで受け取っているにもかかわらず、その後、返還せずに二重に介護報酬を受け取る事態を防ぐため有料老人ホームだけが法定代理事業サービスを受けるための利用者の同意を確認することとなっておりますが、平成18年の老人福祉法の改正により前払い金の算定基礎を書面で明示することが義務づけられていることから、これを廃止するため削除するものでございます。

第148条の改正は、第135条の改正に伴い事業所が保存すべき書類のうち、第9号に規定する法定代理事業にサービスを受けるための利用者の同意に関する書類を削る内容でございます。

第151条第4項の改正は、本体施設との密接な連携を確保しつつ、別の場所で運営される施設形態であるサテライト型居住施設について、これまで本体施設となるのは介護老人福祉施設、老人保健施設、病院、診療所に限られておりましたが、これに地域密着型介護老人福祉施設を追加する内容でございます。

地域密着型老人福祉施設の整備が進み、地域に根差したサービスが推進する必要があることを踏まえ、サテライト型居住施設の本体施設となることができるようにするもの

でございます。

同条第8項の改正は、本体施設に地域密着型介護老人福祉施設が含まれることによる施設の追加でございます。

同条第12項の改正は、第6条第2項において引用する省令及び括弧書きによる定義が削除されたため、この項において追加する内容でございます。

14ページをごらんください。

同条第13項の改正は、地域密着型介護老人福祉施設の一部併設施設において、配置が必要な生活相談員、栄養士、機能訓練指導員を置かないことができるものですが、介護予防通所介護事業の地域支援事業への移行に伴い、介護予防通所介護事業と通所介護を一体的に行っていた事業所が介護予防通所介護事業のみの実施となることが予想されるため、併設施設に指定介護、予防通所介護事業所を追加する内容でございます。

同条第15項及び第16項の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

同条第17項は、サテライト型居住施設の本体施設に地域密着型介護老人福祉施設を追加したことにより、サテライト型居住施設に医師及び介護支援専門員を置かない場合の本体施設である地域密着型介護老人福祉施設の医師及び介護支援専門員の配置数を定める規定を加えるものでございます。

第152条の改正は、サテライト型居住施設の本体施設に地域密着型介護老人福祉施設が追加されたことに伴い、本体施設が地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設の医務室を必要としないものとする内容でございます。

第176条の改正は、整備、保管する記録に運営推進会議にかかる報告、評価、要望及び助言等の記録を追加する内容でございます。

サテライト型居住施設の本体施設に地域密着型介護老人福祉施設が追加されたことに伴い、整備、保管を義務づけしたものでございます。

16ページをお開きください。

第180条の改正は、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設においても、第152条の改正と同様にサテライト型住居施設の医務室を必要としないものとする内容でございます。

第9章の証明の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

第190条の改正は、事業の名称が変更になったことから、括弧書きによる定義の字句を改正する内容でございます。

第191条第1項から第8項までの改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

18ページをごらんください。

同条第10項の改正は、指定複合型サービス事業者について、この項以外の条文において同様の規定があることから、括弧書きによる定義を加えるものでございます。

第192条並びに第193条の見出し及びその本文の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

第194条第1項の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容及び看護小規模多機能型居宅介護は、地域密着

型サービスであることを踏まえ、登録定員を地域密着型特定施設介護及び地域密着型介護老人福祉施設にあわせ25人から29人改める内容でございます。

同条第2項の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容及び前項規定において、登録定員が29人となったことから、26人以上の登録定員に対する1日の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を規定するための字句の整理及び表を追加する改正でございます。

第195条の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

20ページをごらんください。

第196条の見出し及び第1項の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

同条第2項の改正は、第23条の改正と同様に第39条で規定している介護医療連携推進会議の評価と重複することになり、国の基準から当該規定を削る改正がなされたことから、国と同様に削る改正を行うものであります。

第197条から201条までの改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容でございます。

23ページをごらんください。

第102条の改正は、目次の改正と同様に事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める内容及び引用する第82条第6項が号立てを表形式になったことによる引用条項の改正を行うものでございます。

議案書の26ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただけますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第10、議案第30号 厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第30号 厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その内容についてご説明をさせていただきます。

この条例は、平成23年法律第37号地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の公布に伴い、これまで省令で定めていた基準が新たに条例委任事項となったことにより、条例において定める必要が生じたことから、市町村が指定する地域密着型介護予防サービスに係る基準である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、平成25年厚岸町条例第15号として定めた条例になっているもので、国が省令において定めた基準に対し、非常災害対策における自然災害対策を追加する独自基準を除き国の基準どおりに定めたものであります。

このたび、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、本年4月1日から施行されることとなり、国の基準の一部が変わったことから、国の基準と本条例を一致させる必要があるため改正するものです。

お手元に配付の厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨の欄に条項ごとに従うべき基準、標準、または参酌すべき基準を記載しておりますが、このうち必ず適合しなければならない基準である従うべき基準及び通常、寄るべき基準である標準に係る条項は異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから国の基準に従い同様に改正し、十分参照しなければならない基準である参酌すべき基準におきましても、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに改正するものでございます。

次に、改正の内容について新旧対照表によりましてご説明させていただきます。

第7条第4項の改正は、同条に新たに1項を加えることにより、前3項という文言を第1項から第3項までに改め、同項を第5項とするもので新たに4項として宿泊サービスなどの介護予防、認知症対応型通所介護以外のサービスを行う場合に利用者保護の観点から届け出制を義務とする項の追加をするものであります。

2ページをお開きください。

第8条の改正は、引用する第44条第6項において看護職員に係る配置要件の効率化の

観点から、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務できる事業所及び施設を拡大したことにより、第6項は号立てを表形式になったため、引用項の改正を行うものでございます。

第9条第1項の改正は、介護予防認知症対応型通所事業の定員について、利用者へのサービスが共同生活住居、いわゆるユニットごとに提供されていることを踏まえ、1事業所3人以下の定員を1ユニット3人以下とする基準に緩和する改正と字句の整理でございませう。

同条第2項の改正は、引用する第44条第6項が号立てを表形式となったため、引用項の改正を行うものでございませう。

第37条の改正は、新たに第4項として事故発生時の対応について、宿泊サービスなど介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスにおいても、利用者保護の観点から事故発生の場合、町、利用者の家族及び介護予防支援事業者等へ連絡することなどの必要な措置を講じること、事故に際してとった措置について記録など、これらに準じた必要な措置を講じることについて項を加えるものでございませう。

4ページをお開きください。

第44条第6項の改正は、看護職員に係る配置要件の効率化の観点から、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務できる事業所及び施設を拡大したこと及び号立てを表形式に改めたことによる改正でございませう。

同条第7項及び第8項の改正は、事業の名称について複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めたことによる字句の改正でございませう。

同条第10項の改正は、引用する第44条第6項が号立てから表形式となったため、引用条項の改正を行うものでございませう。

第45条第1項の改正は、引用する第44条第6項が号立てから表形式となり、管理者の兼務可能な併設施設等を表中から引用するための字句の変更、文言の整理及び管理者の併設施設での従事について、介護予防生活支援総合事業において介護予防訪問介護相当の事業の設定がされるため、この事業を加える内容でございませう。

6ページをごらんください。

同条第3項の改正は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になるための従事経験に、このたび介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に名称が改められた従前の複合型サービス事業所の従事経験を含めるため、括弧書きによりこの定義を追加する改正でございませう。

第47条第1項の改正は、介護予防小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を地域密着型特定施設介護及び地域密着型介護老人福祉施設にあわせ、25人から29人に改める内容でございませう。

同条第2項の改正は、前項の規定において登録定員が29人となったことから、26人以上の登録定員に対する1日の通いサービスの利用定員を規定するための字句の整理及び表を追加するものでございませう。

第63条の改正は、引用する第44条第6項が号立てから表形式になったため、引用条項の改正を行うものでございませう。

第65条の改正は、第37条に第4項を加えたため引用していた第31条から第38条までの

条項から、第37条第4項を除く規定に改めるものでございます。

8ページをお開きください。

第66条の改正は、第62条で規定している介護医療連携推進会議の評価と重複することとなり、国の基準から当該規定を削る改正がなされたことから、国と同様に削る改正を行うものであります。

第70条の改正は、介護保険法の改正により介護予防認知症対応型共同生活介護が規定されている項番号が変更されたため、引用条項を改めるものでございます。

第74条の改正は、ただし書きの追加で介護予防認知症対応型共同生活介護において、新たな用地の確保が困難であるなど、事業者が効率的なサービスを提供できるよう弾力的な運用を行うため、一事業所二つまでのユニットを必要と認めない場合は3ユニットまでとする改正でございます。

第86条の改正は、第37条に第4項を加えたため、引用していた第36条から第38条までの条項から、第37条第4項を除く規定に改めるものでございます。

議案書の30ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第11、議案第31号 厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました、議案第31号 厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案の31ページをごらん願います。

この設置条例は、下水道法第25条の規定により、管理する地方公共団体の条例で定めるとされている公共下水道の設置に関する事項を規定しています。

このたびの改正は、事業の進捗にあわせてこれまで行ってきた厚岸町公共下水道事業計画の変更に伴い認可、または協議が完了した内容をこの条例に適切に反映するため、必要な事項の改正を行い、あわせて単位の表記を改めようとするものであります。

今回、改正しようとする事項は、本来、厚岸町公共下水道事業計画の変更により、条例の規定事項である計画人口及び処理能力に変更が生じた平成18年と面積、計画人口及び処理能力に変更が生じた平成23年にその都度、条例改正をすべきところ、その内容を適切に条例に反映させてこなかったことは下水道法の趣旨からも不適切で、大変申しわけなくおわび申し上げます。

今般、衛生センターで処理しているし尿などを下水道終末処理場で受け入れ、一元処理する通称ミックス事業をこの計画に位置づける業務を行う過程で、条例との不整合に気づいたもので、今後、事業執行と条例の整合に十分注意し業務に当たる所存ですので、ご理解願いたいと思います。

条例の内容についてご説明申し上げます。なお、これから行う条例改正案の説明は議案第31号説明資料厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

改正する利用は、いずれも現在の厚岸町公共下水道事業計画の内容にあわせ改正しようとするものであります。

第3条第1号の改正は、面積を595ヘクタールから563ヘクタールに改め、同条第2号の改正は、計画人口1万3,500人から7,900人に改めるものであります。

次に、第4条第4号の改正は処理能力について1日最大7,685立法メートルを1日最大4,413立法メートルに、単位を条文上の正しい表記にすることとあわせて改めるものであります。

議案書の31ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第12、議案第32号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第32号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

このたびの条例改正は、昨年11月25日に開会された厚岸町議会第2回臨時会に提出した議案第68号職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由で申しあげました昨年8月の人事院の勧告において、本年4月1日から施行される地域ごとの民間賃金の水準によりの確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準などの給与制度の総合的見直しにかかる給与の改定のうち、国家公務員の号級月額を引き下げ改定や単身赴任手当の引き上げ改定、管理職員特別勤務手当の支給の内容に準じて、厚岸町職員の給料月額を引き下げるほか、単身赴任手当を引き上げるとともに、管理職員特別勤務手当を新たに支給するための改正を行うものであります。

また、ただいま申しあげました給与制度の総合的見直しを行う理由をさらに詳しく申し上げますと、昨年8月の人事院の報告では一つ目の地域間の給与配分の見直しについては、特に民間賃金の低い地域を中心に公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られるため、そうした地域における官民給与の格差を調査した結果、国家公務員が民間を2.19ポイントを上回っていたことを踏まえ、全国共通に適用される俸給表の水準を平均2%引き下げるとしております。

二つ目の世代間の給与配分の見直しについては、50歳代後半層について国家公務員給与が民間給与を4ポイント程度上回っている状況にあることを踏まえ、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳代後半層の職員が多く在職する方位号俸の俸給月額を最大で4%程度引き下げるとしております。

三つ目の職務や勤務実績に応じた給与配分における管理職員特別勤務手当の支給については、管理監督職員には超過勤務手当が支給されておきませんが、災害への対処とやむを得ず平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態が見られるため、こうした勤務に対して給与上の措置を行うとしており、単身赴任手当の見直しについては昨年の職種別民間給与実態調査により、国家公務員が民間を大きく下回っていたため、所用の改善を行うとしております。

次に、改定の内容について申し上げます。

1点目は、給料月額改定であります。職務の種類に応じた給料ごとに説明いたします。

まず、一般給料表と企業職給料表については、人事院勧告に準じ、当該給料表の水準を同

程度引き下げることとし、この二つの給料表を合わせた引き下げ率は給料表平均で約1.65%、改定対象職員平均で約2.1%となります。

次に、医療職給料表については、一般給料表と同様に人事院勧告に準じ当該給料表の水準を同程度引き下げることとし、その引き下げ率は給料表平均で約1.66%、改定対象職員平均で約1.46%となります。

なお、この際、人事院勧告に準じ、若年層への配慮として一般給料表と企業職給料表にあつては1級の前号俸と2級の1号俸から12号俸まで、医療職給料表にあつては1級の1号俸から44号までの給料月額引き下げないこととしております。

次に、嘱託職員給料表については、人事院勧告に準じ当該給料表の水準を同程度引き下げることとし、その引き下げ率は給料表平均で約1.22%、改定対象職員平均で約1.82%となります。

なお、この際、人事院勧告に準じ、若年層への配慮として1号俸から52号俸までの給料月額を引き下げないこととしております。

次に、医師給料表については人事院勧告に準じて改定を行わないことといたします。

次に、再任用職員の給料月額については、人事院勧告に準じて500円引き下げます。また、この給料表の引き下げ改定に際し、職員の生活への影響を考慮し、激変緩和のため新たな給料表の給料月額が本年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、その経過措置として、その差額を給料として支給するいわゆる減給保障の通知を講じることとしております。

さらにあわせて人事院勧告に準じて当分の間の措置として平成22年度から実施している55歳を超える職員のうち、職務の給与が6級である者、つまり課長相当職であるものに対する給料及び管理職手当を1.5%減ずる措置については、平成30年3月31日をもって廃止することとしております。

2点目は、管理職員特別勤務手当の支給であります。

議案書では、32ページの最下段から33ページの上段にかけて記載されておりますのでごらん願います。

なお、参考資料として厚岸町管理職員特別勤務手当支給規則を別に配付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

この手当は、人事院勧告に準じて改め定めるもので、その支給の要件や方法、支給額は次のとおりとなります。

一つ目が管理職員、つまり課長相当職及び課長補佐相当職の職員が臨時、または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日または休日に勤務した場合に、その勤務1回につき1,200円を超えない範囲内で規則で定める額を支給するものであります。

また、この規則で定める額につきましては、参考資料の支給規則第2条に規定しており、管理職手当の区分に応じ次の各号に掲げる額とし、第1号の第1種が1万2,000円、第2号の第2種が10,000円、第3項の第3種は8,000円とするものであります。

二つ目として、管理職員、つまり課長相当職及び課長補佐相当職の職員が災害への対処、その他の臨時、または緊急の必要により週休日または休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、その勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で規則で定める額を支給するものであります。

また、この規則で定める額につきましては、参考資料の支給規則第3条に規定しており、管理職手当の区分に応じ次の各号に掲げる額とし、第1号の第1種が6,000円、第2号の第2種が5,000円、第3号第2種が4,000円とするものであります。

なお、ここで規定している第1種に該当するのが会計管理者、課長、指導室長、院長、事務長、議会義務局長、第2子が監査委員事務局長、農業委員会事務局長、副院長、総看護師長、3子が課長補佐相当職としております。

3点目は単身赴任手当の改定であります。

現在、本町においては、この手当を支給している職員はおりませんが、人事院勧告に準じ、当該手当の基礎額及び単身赴任先の職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額をそれぞれ引き上げるものであります。

ただいま申し上げたこれらの改定内容については、昨年11月4日に厚岸町職員組合に申し入れをし、これまで協議を続けてきた結果、去る2月27日にこれを承諾するとの回答を得ております。

以下、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は2条立ての構成とし、第1条が職員の給与に関する条例の一部改正、第2条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。まお、説明に当たっては、別に配付しております議案第32号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

恐れ入りますが説明書の1ページをごらん願います。

- 議長（音喜多議員） 間もなく、午後2時46分になりますので、黙祷を捧げたいと思います。

本会議を暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後3時20分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。
総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） それでは、恐れ入りますが説明資料の1ページをごらん願います。

第1条職員の給与に関する条例の一部改正であります。

初めに、第4条の3第1項の改正は、再任用職員の給料月額を引き下げ改定で、現行の21万3,400円を500円引き下げ21万2,900円に改めるものであります。

次に、第16条の2の改正は、第16条の9として管理職員特別勤務手当に関する規定が追加されるため、第1項においてこの管理職員の定義を括弧書きで規定するほか、第2項及び第3項中の文言を第1項で定義した管理職員に改めるものであります。

次に、第16条の6第2項の改正は、勤勉手当の額の算出に当たり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、人事院勧告に準じ、昨年12月期の勤勉手当の支給に際して6月期分を含めて引き上げた割合を平成27年6月以後の支給に際して引き下げるものであります。

第1号の再任用職員以外の職員の割合を100分の7.5引き下げ100分の75に、第2号の再任用職員の割合を100分の2.5引き下げ、100分の35にそれぞれ改めます。なお、この改正による期末勤勉手当の年間支給割合は、昨年と同じ割合となるものであります。

次に、次ページの第16条の8第2項の改正は、先ほど説明いたしました単身赴任手当の月額引き上げ改定で、基礎額を7,000円引き上げ3万円に、単身赴任先の職員の住所と配偶者の住居との間の距離の区分に応じて支給する加算額の限度を2万5,000円引き上げ7万円に改めるものであります。

次に、第16条の9は、今回の改正で新たに設ける管理職員特別勤務手当に関する規定の追加であります。内容については、先ほど説明したとおりでありますので、省略をさせていただきます。

次に、第22条第2項の改正は嘱託職員に支給する勤勉手当の額の算出に当たり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、人事院勧告に準じ、昨年12月期の勤勉手当の支給に際して6月期分を含めて引き上げた割合を平成27年6月以後の支給に際して引き下げるものであります。

また、その割合は現行100分の72.5を100分の7.5引き下げ、100分の65とするものであります。なお、この改正による期末勤勉手当の年間支給割合は、昨年と同じ割合となるものであります。

次に、第24条の改正は、新たに設ける管理職員特別勤務手当に関する第16条の9について、嘱託職員には適用しないため、その条番号を追加するものであります。

次に、次ページの附則第10項の改正は、先ほど改定の内容の1点目で説明いたしました平成22年度から実施している55歳を超える職員のうち、一般給料表、または医療職給料表の適用を受ける職員で、この職務の級が6級である者、つまり課長相当職である者に対する給料及び管理職手当を1.5%減ずる処置について、当分の間としていたものを平成30年3月31日までの間に改めるものであります。

次に、附則第13項の改正は、55歳を超える職員のうち、一般給料表または医療職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級である者、つまり課長相当職である者の勤勉手当の減額率を改めるもので、本年6月以後に始期遊する勤勉手当について、その支給割合を100分の82.5から100分の75に、100分の7.5引き下げられることに伴う調整のため、その減額率を100分の1.2375から、100分の1.125に引き下げるものであります。

次に、別表第1の一般給料表別表第2の医療職給料表及び別表第4の嘱託職員給料表の全部を改め改正であります。

別に配付しております説明資料の別紙、給料料の新旧対照表をごらん願います。

1ページから4ページにかけて、別表第1の一般給料表、4ページから9ページにかけて別表第2の医療職給料表、9ページから10ページにかけて別表第4の職員職員給料表となっております。

給料表の改定については、さきの改定の内容の1点目で申し上げたとおり、人事院勧

告及び当該勧告の内容に準じて制定された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容としており、一般給料表では1級の全号俸と2級の1号俸から12号俸まで、医療職給料表では1級の1号俸から44号俸まで、嘱託職員給料表では1号俸から5号俸までの給料月額を若年層に配慮して引き下げないこととしております。

なお、第2条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、本条例に規定のない嘱託職員の勤務手当に関する部分、嘱託職員給料表及び改正規定の条項番号が異なるほか、改正の内容がこれまで説明いたしました第1条の職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので、説明を省略させていただきます。

また、説明資料別紙の10ページから最終ページにかけての企業職給料表についても、現行、改正案ともに一般給料表と全く同じ内容となっております。

続きまして、この条例の附則であります。

議案書の46ページをごらんください。

附則第1項は、施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以下、附則第2項から第7項までは、本年4月1日からの給料の切りかえ、いわゆる新たな給料表への変更に伴い支給する減給保障に関し、必要となる経過措置をそれぞれ規定しております。

附則第2項については、改定の内容の1点目で申し上げたこのたびの給料表の引き下げ改定に際し、職員の生活への影響を考慮し激変緩和のため新たな給料表の給料月額が本年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対し、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を給料として支給する、いわゆる減給保障の措置について規定したものであります。

附則第3項は、第2項に規定する減給保障を受ける職員かに除かれる職員について、減給保障を受ける職員との健康上、必要があると認められる場合に支給する減給保障に関する規定で、これに該当する職員としては本年4月1日以降に一般給料表から企業職給料表に移動した職員や降格、または降号をした職員、復職時調整をされた職員、育児短時間勤務、育児部分休業をしているまたは就労した職員が挙げられます。

附則第4項は、本年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員、いわゆる新規に採用された職員のうち、通常の採用ではない、つまり国家公務員や他の地方公務員などから人事交流や割愛などによって採用された職員に支給する減給保障に関する規定であります。

附則第5項は、職員の給与に関する条例における減給保障の支給に関する読みかえ規定であります。

附則第6項は、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における減給保障の支給に関する読みかえ規定であります。この第5項、第6項の規定によりまして、職員に支給をされる減給保障の職員に対する期末手当、勤勉手当の支給に当たりこの減給保障の額を適用するというものでございます。

附則第7項は、規則への委任規定であります。これらの改定に伴う平成27年度予算への影響は、給料表の改定については減給保障がされるため、勤勉手当の割合の改定につ

いては支給割合の内訳の改定であるため、単身赴任手当の改定については現在、該当する職員がいないため、いずれもないものと試算しております。

また、管理職員特別勤務手当の新設にかかる予算につきましては、106万2,000円を計上しておりますが、これも災害対応等緊急の際の勤務に支給されるものであり、その影響額は変動するものであることをご理解願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただけますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 管理職員特別勤務手当についてお聞きしたいのですが、管理職員特別勤務手当、これは命令権者というのは組織上は管理職員に対して深夜とかやりなさいよという人はいないのかなというふうに思うのですが、ただ、全体的には確かに町長なり、副町長とか言うのですが、ただ日常業務の中で新たに特別勤務をなささいという人はいないのかなというふうに私は思うのですが、そこら辺の指揮系統関係というのはどうなのか、それがなければ管理職の過労といったところにつながる恐れというのがないのかなというふうに思うのですが、どうなのでしょう。

それと、今回の勤務手当に関しては給与明細、予算書の給与明細のほうには一応75万6,000円というふうに載っているのですが、これが大体26年中の管理職員の動向などを踏まえた中での想定として予算計上されたのか、大体27年度で起きるぐらいというのは大体このぐらいの額というのが実績としても想定されるものとして挙げられたのかどうなのか、それについても教えていただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） この管理職員特別勤務手当につきましては、想定として災害時の対応ということで想定しております。

これは、実績に基づく実績簿という形で提出をして、副町長までの決算を得るという形に様式についてはしております。

予算につきましては、先ほど、前回と通じて106万2,000円というふうに申し上げました。これにつきましては、提案理由の中でも説明をさせていただきましたけれども、災害時の対応ということですので、予想のつかない部分もあります。変動もいたします。予算の基準に当たりましては、年2回、1人、管理職の対象に試算をしたところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 災害対応だといいいながら、16条の9はそういうことはうたっていないのです。管理職員が臨時または緊急の必要のその他の公務の運営の必要によりというものでしかうたっていないのです。災害遭ったときは災害遭ったときで確かにあれなのかもしれない

せんけれども、これだと例えばいろいろな場合が想定されるのです、災害以外にも。その点についてはどうなのかなというふうに。そういうものには必ずならないのだというのであれば、それはそれでいいのでしょうかけれども、そこがしっかりとしなければ安易にその管理職に手当を払うからといって、大変、忙しい思いをされている皆さんされていると思うのですけれども、過労とかというふうなほうにつながってしまっても、これはやはり元も子もないので、そこら辺がどうなのかというものが心配するのです。あくまでも災害だったら災害でいいのですけれども、この規定だけを読めばそうは読めないものですから、これについてはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 説明不足で申しわけありませんでした。

一番代表されるものが災害、災害時の対応。そのほかに緊急を要する場合、それぞれの課長職が対応に当たる場合もございます。これは水道がどこかで断水をしたと、災害の影響ではなくて断水をした場合だとかというのがあるかと思えますけれども、その場合に課長職が対応に当たるということもあるかと思えます。そういうものも対象にするということであり

ます。

ただし、これにつきましては規則に規定しておりますとおり6時間を超える場合ということになります。1万2,000円の上限とする支給につきましては6時間以上の対応ということになりますので、それと通常の勤務の中で管理職が残っている、残って残業をしているというものについては今のところ対象にはしていないということになります。

頭書きが規則でいう第2条と第3条の規則の金額のところと頭出しが16条の規則と違いますので、ちょっと混乱する部分もあるかと思えますけれども、そういった緊急時の対応ということが16条の9と、その次の夜間の午前零時から午前5時につきましても災害というものが頭出しになっておりますけれども、これも同じくそういった緊急時の対応ということと考えているところであります。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。ほかございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 今、質疑を聞いていたのですけれども、僕の理解している部分でちょっとその理解ができなかった部分があるので、例えば災害を中心に説明を受けたのですけれども、この文面読むと例えば今まで災害の場合は当然だと思うのですけれども、管理職の皆さん、時間外がつかない中で通常勤務の中でも6時間を超える場合というのは今までもあるというふうに僕は認識しているのです、あったと。

例えば、桜牡蠣祭りとか、そういうのは緊急になるのかならないのか、そういうのが役場の職員の皆さんの管理職の皆さんにとっては、自分の仕事の延長の部分ではこれはまた別なのでしょうけれども、公務上というのですか、それで当然6時間を超える業務というのは災害でなくても今までもあったらうと。

そうすると、そういう部分については当然、支給というものを考えていかなければな

らないのではないかと、ですから僕はその部分も災害以外にも入ってくるという理解をさせていただいているのですが、僕の理解がちょっと間違っているのでしょうか、その辺、もう少しはっきりしていただきたい。

それから、2点目なのですけれども減給保障というのですか、3カ年の、そういうことであれば、当然、職員の給与自体は変わらないというふうに理解をさせていただいたのですけれども、しからば退職手当は影響あるのかなのか、基準のあるものが今回のこういう措置によって退職手当はどうなるのかお尋ねをさせていただきます。

3点目でございます。今回、このような措置をされました。上程されたのですけれども、職員の働く意欲、管理職の意欲というものはどう捉えているのかお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 1点目、まずこの第16条の9の部分、条文では臨時または緊急の必要、その他の公務の運営というのはあくまでも緊急、または臨時ということが頭出しになっています。

通常の牡蠣祭りですとか、桜祭りの業務というのは緊急、または臨時のものではないというふうな考えであります。

ですから、これにつきましては管理職も含めて基本的には振りかえてその日勤務することが分かっているならば前後の決まった期間の中で別な日を休みにするということが基本になっていますので、あくまでも今回のこの規定につきましては緊急、または臨時の場合ということで、今言った臨時的な対応を、災害以外の臨時的な対応を急に行わなければならないといったものに対する勤務ということでご理解をいただきたいと思います。

2点目の退職手当の影響ですけれども、これはこの管理職員特別勤務手当自体は退職手当への影響はございません。済みません、申しわけありません。給料表の改定で今回の退職手当の影響なのですけれども、これはこのたび市町村職員退職手当組合というところに厚岸町は加入しております。この北海道市町村職員退職手当組合の中で退職手当の条例の一部が改正されまして、基礎額としては今回、引き下がった額をもって基礎額は算出をされるのですが、それに加算額というものが加えられます。退職手当自体は基本額に調整額を加えて支給するということになっておりまして、この調整額が今回、国家公務員と同様に同じ額で引き上げられております。

ですから、この3年間になるかどうかわかりませんが、国家公務員とあわせて、また人事院勧告に準拠をして今回の改定を行った市町村につきましては、この引き上げられた調整額で退職手当の計算がされるというふうになっております。

三つ目の管理職へのこの手当を創設したことによる管理職のモチベーションということになるかと思いますが、これにつきましては今まで逆に災害対応、または臨時の対応に当たって全く夜間、掛けてもまた庁舎に寝泊まりをするほどの対応であったとしても支給されなかった分、少なくとも定額でこれからは支給をされるということで、逆に管理職員への手当になるのかなというふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 3点目については、私も理解をさせていただきました。

ですけれども、2点目なのですけれども退職手当の関係、給与は減給措置で変わらないよと、退職手当も調整の関係で実質支給額には影響を及ぼさないと、そうすると下げれということではないのですけれども、その給料表まで改定しているのだけれども、実質何ら変わらないというふうに理解をお伺いをするのですけれども、何がわかるのですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 現給保障の部分で説明をさせていただいているかと思いますが、今回の現給保障につきましては27年4月1日から30年3月31日までの3年間に限ったものであります。

ですから、3年後にはこの給料表に基づいた給料で支給がされる、またこの退職手当の部分につきましても、これはその給料表の現況干しようがさる機会に限ってのものというふうに考えておりますので、30年の4月1日からは、今回の改正をした給料表に基づいたものに退職手当の計算もされるものということであります。

●議長（音喜多議員） 9番。

●南谷議員 非常に分かりにくくて、実質、何も影響ないのですよね。民間とそのベースが開きがあるからと言われるのですけれども、実質的には下げましたと、方法で手を挙げているのだけれども中身は同じなのですよ。

皆さんが本来は給料だから民間も受注上がっていく時代だから、厳しいときもあったから上がっていくのはいいのだろうけれども、何か作為的に何か納得し切れないものが僕自身、個人的にはあるのです。だけど、給料のことだから余り強くは言いたくはないのだけれども、何か釈然としないなという思いをいたします。

厚岸町の職員のレベルでお伺いをさせていただきいたなど。

今回のこのような改定をされますよね。50代、40代のほうが削減率が4%ぐらいで平均の2と、若い人は影響ないよと、実質的に町職員の皆さんはどのようなレベルなのかなど。さっきは数字は変わらないよということを説明されました、だから実質影響ないのだろうと思うけれども、その年齢層なり、個人的にどう見ていくのかなというのはいさし詳しく説明いただきます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今回、あらかじめ提案理由の中でも説明をさせていただきましたけれども、国は平均で2%を引き下げたということでありまして。厚岸町の影響はどういうものかといいますと、先ほども説明をさせていただきましたけれども、これが一般給料表、

我々一般の職員、それと企業職のこれは水道の職員になりますけれども、この職員の引き下げ率につきましては給料表だけを見た場合の引き下げ改定では1.65%ですから、国家公務員と比較すると若干低い、その引き下げ率が低くなっている、ただし、引き下げの改定職員を対象にした場合については平均で2.1%ということでもありますので、国家公務員と何ら変わらない引き下げ率になるものということでもあります。

ほかに医療職給料表ですとかありますけれども、そういうことからすると国は1級から10級までの俸給表になっております。厚岸町の場合は1級から6級ということで、課長職までしかありませんので1級から6級までということで、そういうことからすると給料表平均では当然、引き下げ率というのは国家公務員から比べると低くなると、けれども対象の職員を引き下げ対象の平均でいくと2.1%ということは、厚岸町の職員の構成からいくと高いのだろうというふうに思います。

この引き下げの対象にならない職員、引き下げ対象にならない職員は50人を若干超える程度であります。そういうことからすると、今回の引き下げの影響を受ける職員としてはほぼ5分の3から5分の4の職員はほとんど引き下げの対象職員になるということからすると、年齢層は低くはないのだろうというふうに思います。

ただ、今、厚岸町の給料表全体からいくと国の国家公務員の俸給額と比較をする、毎年のラスパイレス指数というものが出されますけれども、今、厚岸町は95.何%、95.何ぼの数字であります。ですから、管内の町村と比較しても、これは高いほうではなく逆に低いほうということを見ると、厚岸町の給料表、給料額全体からすると高いものではないというふうに考えております。

●議長（音喜多議員）　ほかございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員　今回の給与改定は中間、さらには上のほうというところを減額するのだと、減給するのだというような給与改定だと思うのです。ただ、問題は全ての職員がやはり働きがいがある、そういう職場でなければならないというふうに私は考えています。

そういう中で、やはり一定の経験を積んだ職員、そしてさらに上の職員ということになっていくと、当然、課長だとか、あるいは子供たちだとか、将来も含めて計画を立ててやってきているものだと思うのです。

そうすると給料が引き下げられるということになると、それが計画どおり行くのかどうかという点では、非常にやはり不安を持つのではないのかなというふうに思うのです。有名大学に子供を進めるために有名塾にやるとか、そういうことは私は望みませんけれども、やはり計画を持って、きちんと計画どおり子育て、家庭を守る、そういうことが仕事にやりがいを持ちながらしっかりできる職場でなければならないというふうに思うのです。

そのあたりでは私は給料引き下げについては非常に残念に思うのですけれども、そのあたりはどういうふうになっているのか、どういうふうに捉えているのか、組合との交渉等でどういう指摘だとかがあったのかなと、そういうあたりも含めて説明をしていただきたい。

それから、ここでこういう議案が出てきたから管理職の緊急時の対応だとか、そういうことも出てきたのですけれども、やはり管理職の方々と言えどもやはり役場の職員でありますよね。そうすると、先ほどは何かイベント等のお話がされておりましたけれども、それ以外の行事等に町長、あるいは副町長や教育長にかわってさまざまな行事をこなさなければならない職員等おりますよね、管理職含めて。きっと一般職員は休日出勤の手当だとか、時間外だとか、そういうものがきちんとされているのだと思うのですけれども、管理職の方々はそのようなものがないと思うのですけれども、そういうあたりはどう今まで対応してきているのか、改善しようという何かがあるのかお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） これまでもほとんど毎年のように給与改定、企業職員も含めて給与改定をさせてもらってきています。それは、昭和35年から人事院勧告制度というのがあって、官民格差を比較して、それを平準化すると、ならずというのが基本であり、民間企業と公務員給与を比較した場合の差、これを上げたり下げたりということで改定をしてきております。

これはベースには民間準拠という基本的な考え方がありますから、その時々情勢によって人事院が調べた結果、国家公務員の給与をどうするかという勧告がなされて、厚岸町では独自にそういう組織を持っておりませんから、これに倣った形で改定をしてきたという経過があります。

これは、今回、この26年の人事院勧告の取り扱いに当たっては、先ほど冒頭、総務課長のほうから説明をさせていただきましたように、ボーナスの部分、この部分については12月1日が基準日となるものですから、11月に臨時会を招集させていただいて、その部分の改定は既に議決をいただいて、人事院勧告に倣った形で進めさせていただいております。

このたびの改正は、4月1日から施行されるということでもありますから、聞きますとほかの町村では4月1日改正分を11月の臨時会をもって議決をいただいて進めているという町村もあるやに聞いておりますが、これは組合との交渉で12月1日、基準日になるのはすぐ飲んでいただいたと、4月1日分についてはもうちょっと協議をさせてもらいたいという申し入れがあって、これまで何度か事務折衝、それから団体の交渉、これを行ってきて、この改定については了承するという答えをいただいて、その上で議案を上程させていただいているという内容になっております。

職員のモチベーションというお話がありましたけれども、これはやはり職員団体の皆さんもこの人事院勧告制度、民間の人勧事務局ということは、これは上がるときも下がるときもあるということで理解をいただいたものだというふうに考えておまして、今後、上がるときもあるし、また下がる場合もあるかもしれません。

ただ、この人事院勧告制度といういいものは公務員は労働基本権の全てを認められているわけではなくて、この代償措置としてその人事院勧告制度というものが発足したという歴史的な経過がありますから、その取り扱いについて勧告の内容を準拠して進めていくべきものというふうに私どもは考えております。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 2点目の町長、副町長にかわって管理職が会議等、またはいろいろな総会等に出席をした場合の対応ということでありますけれども、これにつきましては臨時、緊急ということに当たると、ただしあくまでも6時間を超える場合にこの定額の手当が支給されるということでありますので、当然、それが6時間を超えるようであれば支給の対象になるものというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 1点目はいいのですが、2点目のことでさらにお伺いしたいのですが、そういう場合、時間の短い場合は支給の対象にならないというようなお話でしたけれども、交通費等はきちんと支給されているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 町長、副町長、または教育長が不在の際に私どもがそのかわりに出席をする場合につきましては、基本的に町の公用車で送り迎えをさせていただいております。

町長、副町長にかわって札幌への出張等を伴うようなものというのはこれまでありません。ただ、その代理として出席する場合については当然、旅費は支給されます。

ただ、管内で行われる場合については、今、管内の旅費については廃止をしていますので、これについては交通費は支給されないということになります。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第13、議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議

案第34号 厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定について、議案第35号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第36号 厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第37号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第38号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第39号 厚岸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

昨年6月に教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を強化を図るとともに、地方に対する国の関与飲み直しを図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されます。

また、この改正法律の中では、教育の振興に関する施策の大綱の策定に関する協議のほか、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策の協議や児童生徒等の生命または身体に被害が生じ、またはその恐れがあると認められる場合などの緊急の場合に講ずべき措置に関する協議、調整を行うために首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることや、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として、いわゆる新教育長を置くことが規定され、これも本年4月1日から施行されることになっております。

このことに伴い、本町においても複数の条例を改正する必要性が生じたため、その複数の条例を一つの条例の本則で条立てにより改正することとして本条例を制定するものであります。

なお、この整備条例で改正する条例は、厚岸町事務分掌条例、厚岸町職員定数条例、職務に専念する義務の特例に関する条例、厚岸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例及び厚岸町教育委員会事務局職員の旅費の及びその支給方法に関する条例であります。

以下、各条例の改正内容については、別に配付しております議案第33号 説明資料の新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、説明資料の1ページをごらん願います。

第1条は、厚岸町事務分掌条例の一部改正であります。

冒頭で申し上げたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、本町においても総合教育会議を設置いたします。総合教育会議の運営に当たって必要となる事務は、首長が総合教育会議を徴収することにかんがみ、首長部局で行うことが原則とされていることから、本町においては総合教育会議の運営に関する事務を総務課で行うことといたしました。

このため、本条例の第2条総務課の分掌事務を規定している、総務課の事項中、第14号か

ら第5号までを1号ずつ繰り下げた上、第4号議会に関する事項の次に第5号として総合教育会議に関する事項を追加するものであります。

次ページの第2条は、厚岸町職員定数条例の一部改正であります。

厚岸町職員定数条例第1条中、第21条を第19条とする改正は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、本条で引用している同法の条番号を改めるものであります。

別表中45を44に、310を309とする改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、いわゆる新教育長の身分が常勤の一般職の職員から常勤の特別職の職員となるため、同表に規定している教育委員会事務局及び教育機関の職員の定数と全ての部局を合計した職員の定数から、それぞれ1を減じた数に改めるものであります。

次ページの第3条は職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正であります。

この条例の目的を規定している第1条の改正は、単に字句の整理のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、いわゆる新教育長の身分が常勤の一般職の職員から常勤の特別職の職員となることに伴い、教育長の職務専念義務に関する根拠法令がこれまでの他の一般職の職員と同じ地方公務員法第35条の規定から、このたびの法改正で新たに規定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に置きかえられましたが、新教育長もこれまでと同様に常勤であることから、職務に専念する義務の特例、いわゆるその免除に関する事項を定めている本条例にこれまでどおり新教育長を含める必要があるため、新教育長の職務専念義務に関する方改正後の根拠法令となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項を本条例において引用する法律条項番号として追加するものであります。

第4条は、厚岸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

別表第1の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会委員長が廃止され、教育委員会の構成が委員だけになるため、現行の教育委員会の部から委員長に関する規定を削除した上、教育委員会委員の部に改めるものであります。

次ページの第5条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

この条例の趣旨を規定している第1条の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、いわゆる新教育長の身分が常勤の一般職の職員から常勤の特別職の職員となることにあわせ、教育公務員特例法の改正において教育長の給与、旅費、勤務時間、休日及び休暇などの勤務条件を他の一般職に属する地方公務員とは別個に当該地方公共団体の条例で定めるものとする第16条の規定が削除されたことに伴い、教育長の給与その他の勤務条件に関する根拠法令がこれまでの教育公務員特例法第16条第2項の規定から、町長及び副町長と同様の地方自治法第204条の規定に置きかえられることから、これまで教育委員会特例法に基づき教育委員会の教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例において規定していた当該教育長の給与に関する事項を本条例に規定する必要があるため、副町長の次に教育委員会の教育長を加え、号番号を付すほか、条の全部を改めるものであります。

別表の改正は第1条の改正と同様の理由により、教育長の給料月額を規定するほか、別表を囲み枠や区画線による表形式に改めるため、同表の全部を改めるものであります。

第6条は、厚岸町教育委員会事務局職員の旅費額及びその支給方法に関する条例の一部改正であります。

第1条は、「その」という字句を旧表記から現代表記へ改めるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、いわゆる新教育長の身分が常勤の一般職の職員から常勤の特別職の職員となることに伴い、教育委員会の事務局職員から除かれるため、教育長の旅費について規定しているただし書きを削る改正を行うものであります。

議案書50ページをごらん願います。

附則であります。

第1項の施行期日について、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行期日にあわせ、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は経過措置についてであります。

この経過措置の内容については、本条例は前項の規定により、本年4月1日から施行されますが、現教育長が任期中であることから、この施行日時点で直ちに新教育長制度へ移行することはありません。

しかし、4月1日からは整理条例の施行により各条例の改正規定は各条例の規定に溶け込み、新たな規定となります。そのため、この条例の施行の際、現に在職する富澤教育長の教育委員会委員としての任期中においては、第1条の厚岸町事務分掌条例の規定を除き、この整理条例による各条例の規定は適用せず、改正前の各条例の規定の効力をその任期において持続させるための規定を設けるものであります。

よって、これら第2条から第6条までの各条例の実際の施行日については、現教育長の任期満了後、または任期途中で欠けた日となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 続いて、34号。

●総務課長（會田総務課長） 続いて、議案第34号 厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案第33号においてご説明申し上げたとおり、本年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長制度が同日から施行され、教育長の身分が常勤の一般職の職員から常勤の特別職の職員に改められます。

また、あわせて教育公務員特例法の改正において教育長の給与、旅費、勤務時間、休日及び休暇などの勤務条件を他の一般職に属する地方公務員とは別個に当該地方公共団体の条例で定めるものとする第16条の規定が削除され、教育長の給与その他の勤務条件を条例で定めていた根拠法令がこれまでの教育公務員特例法第16条第2項の規定から、町長及び副町長と同様の地方自治法第204条の規定に置きかえられたこととなります。

このことから、これまで教育委員会特例法に基づき教育長の給与及び勤務時間等に関する条例において規定していた当該教育長の給与に関する事項、議案第33号の整理条例、第5条の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正により、同条例に包含させるとともに、法改

正後も新教育長が常勤であることを踏まえ、新教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する事項を別に規定する必要があるため、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の全部を改正した厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を制定するものであります。

以下、条例の改正内容の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第34号 説明資料の新旧対照表については参考としてあわせてごらんいただきたいと思ひます。

それでは、議案書の51ページをごらん願ひます。

これまで、教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づき教育長の給料の支給、期末手当、寒冷地手当、退職手当、給与の支給方法、旅費について規定していた本則を冒頭で申し上げたとおり、同法第16条が削除されたことから、特別職の職員の給与に関する条例に包含させた給与に関する事項を除き、教育長の勤務時間、その他の勤務条件については一般職の職員の例によるものとする規定に改めるとともに、あわせて条例の題名を改めるものであります。

附則であります。

第1項の施行期日について、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行期日にあわせ、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、経過措置についてであります。

この経過措置の内容につきましては、議案第33号でご説明申し上げた内容と同様、現教育長の教育委員会委員としての任期中においては、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前の条例の規定の効力をその任期において持続させるための規定を設けるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 次に、議案第35号、提案説明を保健福祉課長に求めます。

●保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第35号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、その提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

平成25年法律第44号地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が平成25年6月に成立公布され、介護保険法の一部が改正されました。

この改正により、これまで国が定めていた包括的支援事業の実施に関する基準が条例に委任されたことから、厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するものであります。

なお、包括的支援事業は、介護保険法第115条の46において地域包括支援センターが行う事業とされており、厚岸町においては厚岸町地域包括支援センターを設置し、平成18年4月から事業を開始しております。

事業の内容は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が連携し、地域における

さまざまな関係機関など等のネットワークの構築、高齢者の心身の状況や家庭環境などの実態把握、サービスに関する情報提供などの相談対応や継続的、専門的な相談支援を行うものとなっております。

別に配付しております議案第35号 説明資料をごらんください。

まず、1ページでございますが、介護保険法の関係条文の掲載としております。

2ページをお開きください。この条例で定めるべき基準の類型につきましては、説明資料の基準の類型欄に記載のとおり、人員の基準が従うべき基準、人員の基準以外の基準は参酌すべき基準となっております。

このたびの条例制定に当たっては、このうち必ず適合しなければならない基準である従うべき基準は異なる基準とすべき特段の事情が認められないことから、国の基準に従い定めることとし、十分参照しなければならない基準である参酌すべき基準は現在、国の基準に基づき適正に実施していることや、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに定めることといたしました。

国が定めている基準では、地域包括支援センターの職員に係る基準は、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき、もっぱらその職務に従事する常勤の職員は保健師、その他これに準ずる者1人、社会福祉士、その他これに準ずる者1人、主任介護専門員、その他これに準ずる者1人と規定されております。

次に、地域包括支援センターの職員にかかる基準以外の基準では、職員が共同して包括支援事業を実施することにより、各保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて介護給付サービス、その他の保険医療サービス、または福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないと規定をしております。

また、地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公平かつ中立な運営を確保することと規定をしております。

議案書52ページをお開き願います。

議案に沿ってご説明申し上げます。

この条例は、全5条で構成されております。

第1条は趣旨規定で、法の委任に基づき基準を定めるものとしております。

第2条は、この条例において包括支援事業、地域包括支援センター、第1号被保険者の三つの定義を規定するもので、各用語は法の定めるところとしております。

なお、第1号被保険者は、介護保険被保険者で65歳以上の者となっております。

第3条は、包括的支援事業の基本方針で、地域包括支援センターは職員が協働し、包括的支援事業を実施することにより介護保険の各被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した生活、日常生活を営むことができるようにしなければならないと規定するものでございます。

第4条は、地域包括支援センターの職員にかかる基準及び職員の人数に係る規定で、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以

上6,000人未満ごとに置くべき職員のもっぱら、その職務に従事する常勤の職員は、原則各職種において1名とする規定でございます。

第5条は、地域包括支援センターは運営協議会の意見を踏まえ適切、公平かつ中立な運営を確保しなければならないとする規定でございます。

次に、附則でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 続いて、議案第36号 保健福祉課長お願いいたします。

●保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第36号 厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護要望支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

平成25年法律第44号、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が平成25年6月に成立公布され、介護保険法の一部が改正されました。

この改正により、これまで国が定めていた指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が条例に委任されたことから、厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するものであります。

なお、指定介護予防支援は、介護保険法第115条の22において地域包括支援センター設置者が指定の申請を行うこととされており、厚岸町においては厚岸町地域包括支援センターを設置し、平成18年4月に指定を受け事業を行っております。

事業の内容は要支援者の利用者の規模、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービスなどの利用を計画的に位置づける介護予防サービス計画の作成、いわゆるケアプラン作成を行い、利用の調整や相談指導を行う業務であります。

別に配付しております議案第36号 説明資料をごらんください。

まず、1ページでございますが、介護保険法の関係条文の掲載としております。

2ページをお開きください。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、説明資料の基準の類型欄に記載のとおり条項ごとに従うべき基準及び参酌すべき基準の記載をしております。

このたびの条例制定に当たっては、このうち必ず適合しなければならない基準である従うべき基準は異なる基準とすべき特段の事情が認められないことから、国の基準に従い定めることとし、十分、参照しなければならない基準である、参酌すべき基準は現在、国の基準に基づき適正に実施していることや国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに定めることといたしました。

国が定めている基準は、介護予防支援事業にかかる基本方針、3ページ、人員に関する基準では従業者の人数、管理者、運営に関する基準では内容及び手続きの説明及び同意。4ページになります、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認。5ページになります要支援者認定の申請に係る援助、身分を証する書類の、利用料金等の受領、保険給付の請求のための証明書の交付、指定介護予防支援の業務の委託、6ページになります、法定代理受領サービスに係る報告、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付、利用者に関する市町村への通知、管理者の責務、運営規定、7ページになります、勤務態勢の確保、設備及び備品等、従業員の健康管理、掲示、秘密保持、8ページになります。公告、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等苦情処理、9ページになります、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備が定められており、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、指定介護予防支援の基本取り扱い方針、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針、13ページになります。介護予防支援の提供に当たっての留意点が定められ、最後に基準該当介護予防支援に関する基準となっております。

議案書54ページをお開き願います。

議案に沿ってご説明申し上げます。なお、説明に当たっては、本条例がこれまで国が定めていた基準と同様の内容でありますので、章ごとの説明とさせていただきます、詳細につきましては省略をさせていただきます。

この条例は、その内容と内容の理解と添削を容易にするため6章に区分し、目次をつけており、全33条で構成されております。目次については6章立てとしております。

第1章、総則でございます。

この章では、第1条は趣旨規定で法の委任に基づき、基準を定めるものとしております。

次ページをお開き願います。

第2章、指定介護予防支援の事業の基本方針でございます。

その章では、指定介護予防支援の事業の基本方針として利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならないこと、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成できるよう適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならないこと、利用者に提供されるサービスが特定の種類、事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行わなければならないこと。町や地域包括支援センター、その他関係事業者等の連携に努めなければならないことを定めております。

第3章、指定介護要望支援の事業の人員に関する基準でございます。

この章では、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準として、指定介護予防支援事業者は指定介護予防支援事業所に保健師、その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を必要数置かなければならないこと、また指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないことを定めております。

なお、法第115条の24第3項により人員基準は全て従うべき基準とされております。

次ページをお開き願います。

第4章、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準でございます。

この章では、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準として、サービスの提供に当たっての手続き、利用料のあり方、運営規定の策定、従業者の管理、利用者等の秘密保持、事故発生時の対応、サービス提供の記録の整備など、指定介護予防支援の事業を行うものがその運営に当たって順守すべき事項を定めております。

議案書63ページをお開き願います。下段になります。

第5章、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。この章では、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、介護予防支援の基本方針、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方や当該業務を行う担当職員の責務について定めるほか、介護予防の効果を最大限発揮するために留意すべき事項について定めております。

議案書69ページをお開き願います。

第6章、基準該当介護予防支援の事業に関する基準でございます。

この章では、基準該当介護予防支援の事業の基準について、第2章から第5章までに定める指定介護予防支援の基準を準用する形で定めております。

なお、基準該当介護予防支援は、指定介護予防支援に対し人員要件や運営要件などの基準を緩和し、介護給付の請求が行える事業形態となっております。

次に、附則でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 続いて、議案第37号の提案説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第37号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成24年8月に交付されました子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係へ法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正され、その施行日は子ども・子育て支援法の施行の日からとされており、これが本年1月23日に公布されました政令により、本年4月1日から施行されることになりました。

これらの法律は、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための新たな支援制度でございます。

この制度では、改正後の児童福祉法の規定において、国の基準を踏まえて市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされまじたり。

現在、厚岸町では、この条例に該当する事業を実施している、または新たに実施を予

定している事業はございませんが、経営主体に制限はなく、町の認可を受ければ誰でも行うことが可能であることから、その認可に必要な基準を定めるため、この法律の規定に基づき、本条例を制定しようとするものであります。

お手元に配付の議案第37号説明資料、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要をごらん願います。

この説明資料により、本条例の概要を説明させていただきます。

まず、条例制定の背景については、ただいまご説明させていただいたとおりであります。

次に、条例の趣旨及び目的についてであります。本条例の制定根拠であります改正後の児童福祉法第34条の16の規定でございます。

第1項では、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされております。

さらに、第2項では市町村が条例を定めるに当たっては、家庭的保育事業等に従事するもの及びその人数、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして、厚生労働省令で定める基準に従い、定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと規定されているところでございます。

この規定に基づきまして、当町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、条例で定める基準は乳幼児が明るく衛生的な環境において所用があり、適切な訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることを目指すもので、家庭的事業者はこの基準を順守する必要があります。

次に、子ども・子育て支援新制度についてであります。2ページをお開きください。

子どものための教育、保育に係る給付制度が創設され、町の確認を受け給付対象となった施設及び事業が特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業となります。

施設事業及び給付については、この表のとおり特定施設、保育施設、特定地域型保育事業に分かれます。施設型給付等の支給対象となる子どもの認定区分は、1号認定が3歳から小学校就学前、2号認定以外の子供になります。2号認定は3歳から小学校就学前まで、3号認定はゼロ歳から2歳までで、認定要件はそれぞれ保護者の労働または疾病等により家庭において保育を受けることが困難である子どもとなっております。

3ページをごらんください。

次に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてであります。

これまでの保育所に加え、地域型保育事業としてこの表の類型欄にございますように、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業の四つの類型が市町村の認可事業として創設されることとなります。

家庭的保育は定員5人以下で、保育者の居宅、その他の場所で保育を行うものです。

小規模保育は定員を6から19人とし、さまざまな施設を活用して保育を行うもので、規模に応じてさらに三つの区分に分類されます。

居宅訪問型保育は、障害、疾患などで個別の支援が必要な場合に、保護者の自宅において1対1で保育を行うものです。

事業所内保育は、会社の事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に

保育するものです。

4ページをごらんください。

次に、条例制定に関する基本的な考え方で、当町が定める項目、個別事項と国の基準の比較内容です。従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、異なる基準とすべき特段の事情が認められないことから、国の基準に従い定めることとし、参酌すべき基準は十分に参照しなければならない基準であります。現在、国の基準と同様とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに定めることといたしました。

国が定めている基準は、各事業共通の基準として11ページをお開きください。

まず趣旨、13ページになります。最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と家庭的保育事業者等、家庭的保育事業者等の一般原則、14ページをお開きください。保育所等との連携、家庭的保育事業者等と非常災害、家庭的保育事業者等の職員の一般的条件、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技術の向上等他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、16ページをお開きください。

虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、衛生管理と食事、食事の提供の特例、18ページをお開きください。利用乳幼児及び職員の健康診断、家庭的保育事業所等内部の規定、家庭的保育事業所等に備える帳簿、秘密保持等、苦情への対応が定められ、家庭的保育事業に関する基準では、設備の基準、20ページをお開きください、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡が定められており、21ページをごらんください。小規模保育事業に関する基準では、小規模保育事業の区分、設備の基準、職員、家庭的保育事業における保育時間、保育の内容及び保護者との連絡条文の準用、利用定員が定められており、26ページをごらんください。

居宅訪問型保育事業に関する基準では、居宅訪問型保育事業、設備及び備品、職員、27ページになります。居宅訪問型保育連携施設、家庭的保育事業における保育時間、保育の内容及び保護者との連絡条文の準用、利用定員の設定、設備の基準、職員、連携施設に関する特例、家庭的保育事業における保育時間、保育の内容及び保護者との連絡条文の準用が定められております。

議案書70ページをお開きください。議案に沿ってご説明を申し上げます。なお、説明に当たっては、本条例が国の定める基準と同様の内容でありますので、章ごとの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この条例は、その内容の理解と検索を容易にするために5章に区分し、目次をつけており、全48条で構成しています。

再び議案書70ページをごらんください、目次については五つの表立てとしております。

第1章総則でございます。このページの第1条から77ページの第21条まで規定しており、趣旨規定では法の委任に基づき基準を定めること、用語の定義、最低基準を超えて設備、事業者に対する運営改善とその勧告、最低基準自体を向上させること、家庭的保育事業等に求められる一般原則、保育内容の支援や代替保育などの連携施設の確保に関すること、非常災害対策、家庭的保育事業者等の職員に求められる一般的要件、利用乳幼児に対する差別的取り扱いや虐待等の禁止に関すること、衛生管理、食事の提供の基

準も利用乳幼児及び職員に対する健康診断の実施に関する事、運営規定や帳簿の整備に関する事、利用乳幼児やその家族の秘密保持に関する事、苦情への対応について定められております。

なお、7条第3項は非常災害対策について、厚岸町における独自基準を定めております。

77ページをお開き願います。下段になります。

第2章家庭的保育事業についてでございます。このページの第22条から79ページの第26条まで規定しており、この章では家庭的保育事業を行う場所の要件、配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育できることのすることができる乳幼児数、保育時間の基準、保育内容の基準、保護者の連絡について定めております。

79ページをお開きください。

第3章、小規模保育事業についてでございます。このページの第27条から84ページの第36条まで規定しており、この章では保育所分園に近い類型のA型、家庭的保育に近い類型のC型、その中間的な類型のB型の3類型に区分し、それぞれの特性に応じた基準とし、各類型ともに事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携について定めております。

これらのほかに、利用定員については6人以上19人以下とし、家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業については6人以上10人以下とするものです。

また、家庭的保育事業の基準の準用により保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準を定めております。

84ページをお開き願います。

第4章、居宅訪問型保育事業についてでございます。このページの第37条から85ページの第41条まで規定しており、この章では居宅訪問型保育事業に特徴的な基準として居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容、事業所の設備及び備品の基準、保育者1人が保育できる乳幼児数、居宅訪問型保育連携施設の確保に関する事、家庭的保育事業の基準の準用により保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準を定め、住みなれた居宅において1対1を基本とする保育を実施しますが、対象となる保育は障害疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難である乳幼児に対する保育について定めております。

85ページをごらんください。

第5章、事業内保育事業についてでございます。このページの第42条から90ページの第48条まで規定しており、事業所内保育事業は事業所を設置する企業等の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することとしており、利用定員の設定の際には事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもの定員枠の設定に関する事、さらに利用定員についての上限下限が定められていないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準を定めております。

90ページをお開き願います。

附則でございます。第1条、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

91ページをごらんください。

附則第2条は、食事の提供の経過措置についてであります。この条例の施行日前に既に保育を行う事業者が施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から試算して5年を経過する日までの間は食事、調理設備、調理員に関する各条項の規定を適用しないことと定めております。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

現在、提案中の議案第33号から、議案第39号までの7件の条例提案説明が終わり、条例審査特別委員会設置まで、本会議の延長を行います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） それでは、続けてください。

- 保健福祉課長（高橋課長） それでは、引き続きご説明申し上げます。

附則第3条は、連携施設に関する経過措置についてであります。家庭的保育事業者等は、認定こども園などの連携施設の確保が著しく困難であっても、適切な支援を行うことができる場合、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができることを定めております。

附則第4条は、小規模B型に関する経過措置についてです。小規模保育事業B型及び小規模型事業を行う事業所における保育士、その他保育に従事する職員は、この条例の施行の日から5年を経過する日までの間、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を保育従事者とみなすことを定めております。

附則第5条は、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置についてです。本則第35条の中で、小規模保育事業C型の利用定員を6人以上、10人以下と規定したものをこの条例の施行の日から起算した5年を経過するまでの間、6人以上、15人以下とすることを定めております。

なお、認可に当たりましては、家庭的保育事業等を行おうとするものが当町に対し改正後の児童福祉法第34条の15第3項の規定に基づき、認可の申請をした後、同法及び本条例で定める基準に適合するかどうかを審査し、同条第4項の規定に基づき児童の保護者、その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、同条第2項の規定に基づく認可をするものであります。

また、事業を開始したときは社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の場合に、同法第69条の規定に基づき事業開始の日から1カ月以内に北海道に事業の内

容などを届け出なければならぬことを申し添えます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第38号 提案説明をお願いいたします。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第38号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本議案は、さきの議案第37号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてと同じく、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正されたことによる趣旨でありますことをあらかじめご了解願います。

平成24年8月に交付されました子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法が改正され、その施行日は子ども・子育て支援法の施行の日からとされており、これが本年1月23日に公布されました政令により、本年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法律は、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の業務拡充や質の向上を進めていくための新たな支援制度でございます。この制度では、改正後の児童福祉法の規定において国の基準を踏まえて市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めることとされました。

現在、厚岸町では2カ所の町立児童館で事業を行っており、またこの事業は届け出で履行基準を満たせば誰でも行うことが可能であることから、この法律の規定に基づき、その基準を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

お手元に配付の議案第38号 説明資料、厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要をごらん願います。

この説明資料により、説明させていただきます。

まず、条例制定の背景については、ただいまご説明させていただいたとおりであります。

次に、条例の趣旨及び目的についてであります。本条例案の制定根拠であります改正後の児童福祉法第34条の8の2の規定でございます。児童福祉法の改正により、この第34条の8の2が追加され、同条第1項では市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされております。

さらに、第2項では、市町村がこの条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその人数については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと規定され

ているところでございます。

この規定に基づきまして、当町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならず、利用者が明るくて衛生的な環境において所用があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを目指すものであります。

また、放課後児童健全育成事業を行う者は、この基準を遵守する必要があります。

2ページをごらんください。

次に、条例制定に関する基本的な考え方で、当町が定める項目、個別事項と国の基準の比較内容です。従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、異なる基準とすべき特段の事情が認められないことから国の基準に従い定めることとし、参酌すべき基準は十分に参照しなければならない基準であります。現在、国の基準と同様とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに定めることといたしました。

国が定めている基準は趣旨、最低基準の目的、4ページをごらんください。

最低基準の向上、最低基準と放課後児童健全育成事業者、放課後児童健全育成事業の一般原則、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上と設備の基準、職員、7ページをお開きください、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理と運営規定、8ページをごらんください、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、秘密保持と苦情への対応、開所時間及び日数、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応について定められております。

議案書92ページをお開き願います。議案に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、先ほどご説明させていただきました改正後の児童福祉法に基づき、本条例を定める趣旨を規定しております。

第2条では、この条例の用語の定義を規定したもので、各用語は法に定めるところとしております。

第3条は、この条例で定める基準の目的が放課後児童健全育成事業を利用している児童が明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものである旨を規定するものです。

次ページをごらん願います。

第4条は、放課後児童健全育成事業者に対し最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができること及び最低基準を常に向上させるように努めるように努める旨を規定するものです。

第5条は、放課後児童健全育成事業における支援のあり方や、その支援を行うもの及び場所の構造設備に関する一般原則を規定するものです。

第6条は、放課後児童健全育成事業者が行う非常災害対策を規定するもので、第3項は厚岸町における独自基準を定めるものであります。

94ページをごらんください。

第7条は、放課後児童健全育成事業において、事業者の支援に従事する職員の一般的要件を規定するものです。

第8条は、放課後児童健全育成事業者の職員は知識及び技能の向上等に努める義務を有し、放課後児童健全育成事業者は、そのための研修の機会を確保する義務がある旨を規定するものです。

第9条は、放課後児童健全育成事業所の設備の基準を規定するものです。

第10条は、放課後児童支援員の配置人数及び資格の要件並びに支援の単位の適正規模を規定するものです。

96ページをごらんください。

第11条は、放課後児童健全育成事業者は利用者によって差別的な取り扱いをしてはならない旨を規定するものです。

第12条は、放課後児童健全育成事業者の職員の虐待等の行為の禁止並びに放課後児童健全育成事業者の要保護児童にかかる連携及び協力について規定するものです。

第13条は、放課後児童健全育成事業者の衛生管理、感染症等の発生や蔓延の防止等の措置を講じる義務等を規定するものです。

第14条は、放課後児童健全育成事業者が定めなければならない運営規定の事項について規定するものです。

97ページをごらんください。

第15条は、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿について規定するものです。

第16条は、放課後児童健全育成事業者の職員の秘密保持に関する責務及び放課後児童健全育成事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を規定するものです。

第17条は、放課後児童健全育成事業者の支援にかかる苦情等に対する対応について規定するものです。

第18条は、放課後児童健全育成事業者の開所時間及び日数を規定するものです。

第19条は、放課後児童健全育成事業者と利用者の保護者との密接な連絡の必要性を規定するものです。

第20条は、放課後児童健全育成事業者と町等との関係機関との連携について規定するものです。

第21条は、放課後児童健全育成事業者の事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の賠償義務を規定するものです。

附則でございます。

第1条、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、第10条第3項の規定する放課後児童支援員の都道府県知事が行う研修を終了したものとする要件をこの条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、研修の終了予定者も含むことを定めております。

なお、放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、あらかじめ当町に対し届け出を行い、改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づく本条例で定める基準を満たさなければならないものでございます。

また、事業を開始したときは社会福祉法第2条第3項に規定する、第2種社会福祉事業の場合に、同法第69条の規定に基づき事業開始の日から1カ月以内に北海道に事業の

内容などを届けなければならないことを申し添えます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第39号の提案説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第39号 厚岸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本議案は、さきの議案第37号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第38号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてと同様の趣旨でありますことをあらかじめご理解願います。

平成24年8月に交付されました子ども・子育て支援法は、その全面施行日を平成28年4月1日までの間において政令で定める日からとされておりましたが、本年1月23日に公布されました政令により、本年4月1日から施行されることとなりました。

この法律は、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の養護の拡充や質の向上を進めていくための新たな支援制度でございます。

この制度では、国の基準を踏まえて市町村が特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業運営について、条例で基準を定めることとされました。

現在、厚岸町ではこの条例に該当する事業を実施している、または新たに実施を予定している施設及び事業はございませんが、この法律の規定に基づき本条例を制定しようとするものであります。

お手元に配付の議案第39号 説明資料厚岸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要をごらん願います。

この説明資料により、本条例の概要を説明させていただきます。

まず、条例制定の背景については、ただいまご説明させていただいたとおりであります。

次に、条例の趣旨及び目的についてであります。

本条例案の制定根拠であります、まず子ども・子育て支援法第34条の規定でございます。

同条第2項では、特定教育保育施設の設置者は市町村の条例で定める特定教育保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育保育を提供しなければならないことと規定され、第46条第2項では、特定地域型保育事業者は市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないことと規定されております。

さらに、法第34条第3項及び法第46条第3項では、市町村が条例を定めるに当たっては、内閣府で定める基準を法に規定する事項別に従うべき基準、または参酌するものと

して定めるものとされているところでございます。

この規定に基づきまして、当町の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は良質かつ適切な内容及び水準の特定教育保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、特定教育、保育及び特定地域型保育事業者は、この基準を順守する必要があります。

2ページをごらんください。

次に、子ども・子育て支援新制度についてであります。子どものための教育・保育にかかる給付制度が創設され、町の確認を受け、給付対象となった施設及び企業が特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業となります。

施設、事業及び給付については、この表のとおり特定施設、保育施設、特定地域型保育事業に分かれます。

施設型給付等の支給対象となる子どもの認定区分は、1号認定が3歳から小学校就学前、2号認定以外の子どもになります、2号認定は3歳から小学校就学前まで、産後認定は零歳から2歳までで、認定要件はそれぞれ保護者の労働または疾病等により、家庭において保育を受けることが困難である子どもとなっております。

次に、条例制定に関する基本的な考え方で、当町が定める項目、個別事項と国の基準の比較内容であります。従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、異なる基準とすべき特段の事情が認められないことから、国の基準に従い定めることとし、参酌すべき基準は十分に参照しなければならない基準であります。現在、国の基準と同様とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに定めることといたしました。

国が定めている基準は各事業共通の基準として、趣旨、定義、一般原則が定められております。

5ページをお開きください。

特定教育保育施設の運営に関する事項では、利用定員、内容及び手続きの説明及び同意、6ページになります。利用申し込みに対する正当な理由のない 禁止とあっせん、調整及び要請に対する協力、受給資格等の確認、支給確認、支給認定の申請にかかる援助、心身の状況等の把握、小学校との連携、教育、保育の提供の記録、8ページをごらんください。

利用者負担額等の受領、施設型給付費等の額にかかる通知と特定教育保育の取り扱い方針、特定教育保育に関する評価と相談及び援助、緊急時等の対応、支給認定保護者に関する市町村への通知、運営規定、10ページをごらんください。勤務態勢り確保定員の順守、掲示、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、償還にかかる権限の乱用禁止、秘密保持と情報の提供と利益供与等の禁止、苦情解決、12ページをごらんください。

地域との連携、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分、記録の整備、特別利用保育の基準、特別利用教育の基準が定められ、30ページをごらんいただきと思います。

特定地域型保育事業者の運営に関する基準では、利用定員、内容及び手続きの説明及

び同意、正当な理由のない提供拒否の禁止と、32ページをごらんください。あつせん、調整及び要請に対する協力、心身の状況等の把握、特定教育、保育施設等との連携、34ページお聞きください、利用者負担額等の受領、特定地域型保育の取り扱い方針、特定地域型保育に関する評価等運営規定、勤務態勢の確保と定員の順守、記録の整備、準用、特別利用地域型保育の基準、特定利用地域型保育の基準が定められております。

議案書99ページをお聞き願います。議案に沿ってご説明を申し上げます。なお、説明に当たっては、本条例が国が定める基準と同様の内容でありますので、章ごとの説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

この条例は、その内容の理解と検索を容易にするために3章に区分し、目次をつけており、全52条で構成しております。

再び議案書99ページをごらん願います。目次については、三つの章立てとしております。

第1章、総則でございます。このページの第1条から101ページの第3条まで規定しており、趣旨規定では、法の委任に基づき基準を定めること、用語の定義、施設、事業者は良質かつ適切な特定教育保育、または特定地域型保育の提供を行いことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものではないこと。

特定教育、保育または特定地域型保育の提供に当たり、子どもの意志及び人格の尊重、関係機関との密接な連携に努めること、人権擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備をするとともに、従業者への研修を実施する措置を努めることを定めております。

101ページをお聞き願います。下段になります。

第2章特定教育保育施設の運営に関する基準についてでございます。このページの第4条から113ページの第36条まで規定しており、認定こども園及び保育所に限った特定教育、保育施設の利用定員の数を20人以上とし、特定教育保育施設の区分に応じ小学校就学前子どもの区分、認定区分を1号から3号ごとの利用定員とすること、特定教育、保育の提供の開始の際、特定教育、保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を経なければならないこと、利用申し込みがあった場合は、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと、利用者が利用定員を上回るなどの場合において、選考を行う場合には一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考しなければならないこと、保護者からは法定代理受領により、施設型給付費を受ける場合は町が定める利用者負担額の支払いを受けることなど、運営規定を整備すること、子どもについて差別的取り扱いや虐待等をしてはならないこと、業務上、知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと、記録を整備することなどを定めております。

114ページをお聞き願います。

第3章になります。第3章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準についてでございます。

このページの第37条から121ページの第52条まで規定しており、特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の利用定員を規定するものです。

この事業は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村による認定事業の地域型保育事業として、児童福祉法に位置づけられました。各事業の定員は家庭的保育事業が1人以上5人以下、小規模保育事業A型及びB型が6人以上19人以下、小規模保育事業C型が6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業が1人となっております。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際し、利用申し込み者の同意を得なければならないこと、特定地域型保育事業者が適切な地域型保育を提供するため、提供の開始に当たってあらかじめ保護者に事前説明を行った上で同意を得ること、特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由なく提供を拒否してはならないこと、特定地域型保育事業者は町が行うあっせん、調整及び要請に対して協力しなければならないこと、特定地域型保育事業者は、保育の提供に当たっては、支給認定、子どもの心身の状況等の把握に努めなければならないこと、特定地域型保育事業者は、連携協力を行う特定教育保育施設または連携する障害児、入所施設等を適切に確保し、特定地域型保育の提供の終了に際しては支給認定、子どもにかかる情報の提供、その他連携施設等との密接な連携に努めること、特定地域保育事業者は法に定める利用者負担を受領するものとし、その上でそれ以外に実費徴収ができること、支給認定保護者、その他関係者による評価及び外部評価を受けて常に改善を図ること、運営規程の事項、職員の勤務態勢を定め研修の機会を確保しなければならないこと、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこと、特定地域型保育事業の受給資格の確認等の運営に関する基準について準用することを定めております。

122ページをお開きください。

附則でございます。第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、特定保育所に関する特例についてであります。特定保育所は、特定教育保育の質の向上を図る上で、特に必要と認められる対価について受け取りの際に市町村の同意を得ること、市町村から保育所における保育を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと等の特例を定めております。

附則第3条は、施設型給付費等に関する経過措置についてであります。特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定、子どもに対して特定教育、保育または特別利用保育等を提供する場合においては、当分の間、法附則第9条における経過措置の規定に基づき、必要な読みかえを行った上で、費用の負担等に適用することを定めております。

附則第4条は、利用定員に関する経過措置についてであります。

本則第37条第1項中で、小規模保育事業C型の利用定員を6人以上10人以下と規定したものを、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、6人以上15人以下とすることを定めております。

附則第5条は、連携施設に関する経過措置についてであります。連携施設の確保が困難等と市町村が認める場合は、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができることと定めております。

なお、事業者の設置確認に当たりましては、教育保育施設の設置者が当町に対し子ど

も・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づく本条例の基準に従い、同法第31条第1項の規定に基づく申請をした後、当町がこれを確認し、あらかじめ同条第2項の規定に基づく子ども・子育て会議の意見を聞き、知事の協議を経なければならないものでございます。

また、事業を開始したときは、社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の場合に、同法第69条の規定に基づき事業開始の日から1カ月以内に北海道に事業の内容などを届け出なければならないことを申し添えます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

本7件の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本7件の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

条例審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時35分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後5時35分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年3月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員